

環境福祉常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成27年3月5日（水）午前9時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	時 任 英 寛 君	副委員長	宮 本 明 彦 君
委員	徳 田 修 和 君	委員	中 村 満 雄 君
委員	植 山 利 博 君	委員	今 吉 歳 晴 君
委員	蔵 原 勇 君	委員	宮内 博 君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

な し

4. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	花 堂 誠 君	保健福祉政策課長	上脇田 寛 君
子育て支援課長	田 上 哲 夫 君	長寿・障害福祉課長	小 松 太 君
保健福祉政策課長補佐	新 窪 政 博 君	子育て支援課主幹	竹 下 里 美 君
長寿・障害G主幹	住 吉 謙 治 君	子育て支援課主幹	堂 平 幸 司 君
長寿・介護Gサブリーダー	岡 留 博 君	子ども・子育てG主査	藤 田 光 治 君
政策G主任主事	野 村 樹 君	子ども・子育てG主任主事	下楠 拓 也 君
保育・幼稚園G主事	森 枝 広 喜 君	長寿・介護G主任主事	金 丸 哲 朗 君
総務部長	川 村 直 人 君	生活環境部長	塩 川 剛 君
保険年金課長	宝 満 淑 朗 君	税務課長	谷 口 信 一 君
収納課長	徳 田 忍 君	収納第1G長	濱 崎 利 広 君
収納第3G長	萩 元 隆 彦 君	収納第2Gサブリーダー	安 田 信 之 君
市民税G長	森 裕 之 君	国民健康保険G長	有 村 和 浩 君
市民税Gサブリーダー	中 村 和 仁 君		

5. 委員外議員の出席は次のとおりである。

な し

6. 傍聴議員の出席は次のとおりである。

な し

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 藤 本 陽 子 君

8. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

議案第 7号 霧島市介護保険条例の一部改正について

議案第 9号 霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正について

- 議案第10号 霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第12号 霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第13号 霧島市保育の実施に関する条例の廃止について
- 議案第15号 霧島市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 議案第16号 霧島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第17号 霧島市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第21号 指定管理者の指定について（霧島市隼人老人給食センターほか1施設）

9. 本委員会の概要は次のとおりである

「開 会 午前9時00分」

○委員長（時任英寛君）

ただいまから環境福祉常任会を開会いたします。本日は2月24日に本委員会に付託されました議案10件の審査を行います。傍聴の申し出がございましたらその都度許可をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。それでは本日の会議は、お手元に配布しました次第書に基づいて審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。それでは、そのようにさせていただきます。早速審査に入ります。議案第9号、霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正についてを議題といたします。これにつきましては、総務部所管となっておりますが、今まで本委員会が国民健康保険特別会計につきまして所管事務調査を行ってまいりましたため、本委員会に付託を受けたところでございます。それと、生活環境部につきましても本日、補助説明員ということで出会要請をいたしております。それでは、早速執行部からの説明をお願いいたします。

○総務部長（川村直人君）

議案第9号、霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正について及び議案第10号、霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正については、それぞれ関連がございますので、一括して御説明申し上げます。本市の国民健康保険税につきましては、非常に厳しい経済状況の影響により、非正規労働者や失業者の増加及び市民所得の減少が見込まれ、被保険者の国民健康保険税に対する負担感が大きくなることが予想されましたことから、負担の軽減を図るために、12歳以上18歳未満の扶養者を抱える世帯及び債務返済のため財産を譲渡した世帯に対する特別減免措置を平成19年度から、また、国民健康保険税算定の際の医療給付費分の所得割等を引き下げる内容の特例措置を平成22年度から、本年度まで、それぞれ講じてきているところでございます。これらの措置はいずれも暫定的なものとし、社会経済状況等を考慮しながら見直しを検討するとしてまいりましたが、現在、景気は緩やかに回復しつつあるという報道等もありますものの、本市の国民健康保険被保険者を取り巻く情勢につきましては、好転しているとは言い難い状況であります。現在の本市の国民健康保険特別会計の財政状況につきましては、平成25年度決算において、本市初の繰上充用を余儀なくされ、歳出が毎年度増加する一方、歳入で何らかの措置を講じなければ実質収支が赤字続きとなり、累積赤字も増高する傾向にある上、基金も枯渇するなど、極めて深刻な状況になるということが予想されますことから、その対策について、先の12月議会において、陳情第14号、霧島市民の医療を充実するための陳情書が不採択とされたことなどを踏まえながら、庁内で議論を重ねてきたところでございます。このような中、本年1月に、国において、「平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営について中心的な役割を担う」ことや

「平成27年度から保険者支援制度の拡充を実施する」などといった国の方針が明らかになり、さらに、平成27年度からは、県内市町村の財政の安定化及び保険税の平準化を目的に実施される「保険財政共同安定化事業」の拡充も行われることになりました。したがって、本市国民健康保険制度の財政運営に当たりましては、今後の国の財政支援の詳細についての確認や制度拡充と併せ、医療費の動向を見極める必要があると判断し、国民健康保険税の特例措置と特別減免措置を、さらに1年間延長すべきものとして、それぞれの条例の所要の改正をしようとするものでございます。なお、詳細につきましては、税務課長が引き続き、御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○税務課長（谷口信一君）

それでは、私のほうから条例改正の概要を御説明申し上げます。議案第9号、霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正につきまして、議案及び一部改正条例新旧対照表の16ページに基づきまして御説明いたします。今回の条例の一部改正につきましては、第1条中、「平成26年度」を「平成27年度」に改めるものと、附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改めるものでございます。この条例に基づきまして、平成19年度から平成26年度まで、12歳以上18歳未満の扶養者を有する世帯について、医療給付費分に係る均等割額と後期高齢者支援金分に係る均等割額をそれぞれ二分の一に減額し、また、債務返済のため財産を譲渡した世帯に対し、所得額を減額する措置をいたしておりますが、この特別減免をさらに1年間延長し、平成27年度末の平成28年3月31日までとするものでございます。次に、議案第10号、霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正について、につきましては、議案及び新旧対照表の17ページでございます。先程、御説明申し上げました特別減免に関する条例の一部改正と同様に、第1条中、「平成26年度」を「平成27年度」に改めるものと、附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改めるものでございます。この条例に基づきまして、平成22年度から平成26年度まで、医療給付費分に係る税率の所得割9.5%を8.9%に0.6%引き下げ、均等割2万3,200円を1万9,500円に3,700円軽減し、平等割2万800円を2万500円に300円軽減いたしておりますが、この特例措置をさらに1年間延長し、平成27年度末の平成28年3月31日までとするものでございます。以上が、条例改正の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（時任英寛君）

ただいま執行部の説明が終わりました。9号、10号について一括して質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

以前頂いた資料の中で、国保に対する財政支援の拡充ということが示されたものがあります。それで平成29年度以降は毎年3,400億円の財政支援を拡充していくということですが、それは平成27年度から順次実施していくということであるわけです。それで部長の説明でもその部分がありましたけれど、まずその辺をもう少し具体的な形で数字的に分かるように御説明を頂けませんか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

まず国のほうからですけれども、国保の財政支援の拡充ということになっておりまして、平成27年度から低所得者が多い自治体に対する財政支援ということで約1,700億円という形で出ております。これにつきましては、国の試算としますと一人当たりの被保険者約5,000円の補助になるのではないだろうかと言われております。それから平成29年度にまた1,700億円の支援をされるようになっておりますけれども、合計すると3,400億円、とすると大体被保険者一人当たり1万円の補助になると資産されております。それが本市にどのくらい当てはまるかというのは概算でないと分からないところではあります。

○委員（宮内 博君）

まずはその概算が試算される段階ではないということですか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

大体概算としまして、平成29年度では、単純に国のほうが一人当たり1,700円から5,000円程度ということでありまして、大体1億円から1億5,000万円の間での補助、財政支援という形にはなりますけど、これは概算ですので実際どのくらい来るかというのは分かりません。幅があるかと思えます。1億円から1億5,000万円と思えます。

○委員（宮内 博君）

もう一つ、県内の市町村の財政の安定化及び保険税の平準化を目的に実証される保険財政共同安定化事業というものがあります。これは1円以上の全てのレセプトに対して市町村が都道府県ごとに設置している国保連合会で処理する仕組みとするということで、以前は30万円以上であったものが今回このように改定するということでもありますけれども、これによる霧島市での財政的な効果というのはどのように推計をしているのでしょうか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

先ほどありましたように、従来、保険財政安定化共同支援事業につきましては、1件のレセプトが30万円以上という形になっておりますが、27年度から1円以上、全ての医療費にかかるということで、その部分につきましては、これは概算ですけども大体見込みとしましては3億円ちょっとくらいが増えるような見込みかと思えます。27年度見込みになります。

○委員（宮内 博君）

今、紹介をされた分で国の支援制度の拡充によって平成27年度から一人頭で大体5,000円程度。それから、レセプトの関係の部分で3億円程度ということで、一人当たりということになりますと、約1億5,000万円になってくるのかなと思うんですけど、その二つで大体どれくらいになるんですか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

これは概算ですので、大体4億円前後かと思えます。

○委員（宮内 博君）

その二つで4億円くらいということですが、もう一つは法定減免制度の拡充によって、国としては

大体それによって1,664億円をこの市町村の国保に繰り入れるという方針が示されているんですけども、それは本市ではどうなってくるのでしょうか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

全国での1,600億円という部分が先ほど言いました1,700円と同じという形になるかと思います。財政支援の拡充ということでそれは一緒かと思います。

○生活環境部長（塩川 剛君）

ただいま保険年金課長から説明がございましたけれども、今の数字はあくまで概算でございます。先ほど総務部長の説明があります通り、その辺の詳細が今のところ全く分からない状況でございます。そういう意味もあってその詳細を把握する必要もあるということで今回1年延長したといったような状況でございますので、その点、数字の取扱いについてはその辺をお含みの上、また理解していただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員（植山利博君）

二、三点確認をさせていただきたいんですけども、予算委員会の中に25年度の赤字額が1億7,000万円とお知らせをいただいたわけですが、26年度の見込みはどのようになっているのか。それと、繰上充用が8,400万円と伺ったわけですけども、これも25年度の繰上充用でいいのか。であれば26年度はどれくらいになるのか、確認をさせてください。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

平成25年度ですけども、繰上充用で8,262万8,000円になります。この部分を平成25年度で繰上充用、26年度で処理した形なりまして、平成26年度につきましては、累計額なんですけどもこの繰上充用分を含めて決算見込みとしては赤字が大体、当初は7億円程度ということでしたけども、今の時点で6億6,000万円前後の計算になっております。

○委員（植山利博君）

今、法定減免のための国の補助制度が示されましたけれども、その影響額が平成29年で荒っぽい数字で1億円から1億5,000万円の範囲だということですけども、それを受けてもそれで補えるものではないということですよ。それで、国の拡充制度があっても、当然一般会計からの繰り入れというのが予想されるわけですが、そこで、これまで言われてきたことが保険料を下げるために一般財源から繰り入れることは法定外の繰り入れは他の国保に加入していない方々の公平性を欠くというようなことで避けたいということはずっとこれまで言われてきたわけですけども。更に多額の一般財源を投入するということになりますけれども、その辺のところの合理性というか整合性についてはどのような議論があったんですか。

○企画部長（川村直人君）

先ほど御説明申し上げました国などのこういった財政支援が今年になってから明らかになったわけです。これが出る前までは先ほど私が説明しましたように、歳出は増える一方、基金もないと。そうすると、保険税を上げるか、あるいは今、委員御指摘のように一般会計から法定外繰り入れをする

か、もうそれしかないわけですね。かといって止めるわけにはいきませんので、どちらかの選択あるいは設置をしないといけないということになるわけで、そこら辺を私たちはずっと様々なケースを考えながら検討していたわけです。本市の一般会計からの法定外繰入れについては、これは委員おっしゃる通り、なかなか国保に加入されておられない方々の理解が得にくいのではないかと、様々な理由からは一般会計からの繰出しというのは国保に法定外で入れるというのはないと言ってきたわけです。しかし事実上、そういうことになってこざるを得ないのかなど。もう選択の余地はもう余りなくなっただけですね。それと、保険税を徴収するにも現在の被保険者の方々の所得の状況等を見ると、これもなかなか一気に増やすとか、また課税をしたらそれが確実に徴収できるのかといった問題もありまして、非常に苦慮していたわけです。そういう中で、国からの支援がありまして、単年度ではとてもじゃないけど改善はしませんが、今後、何年間かこの国からの支援が、私たちが概算で計算をしているようになれば、何年かあとにはこの収支も改善するのではないかというような見込みをしたところなんです。ですから先ほどの生活環境部長からもありましたように、27年度、国から私たちが予想していたのと実際の受入れがどの程度になるのか、その辺がはっきり分からないものですから、取りあえず27年度は1年間様子を見ようじゃないかと。そして、その状況によって、また今後の手立てを講じればいいのかというような協議をしたところでございます。

○委員（植山利博君）

それで、大変苦渋の選択だったんだらうと理解をするわけですがけれども、これを1年間延長することによって平成27年度の影響額というのはどのように試算をされておりますか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

平成27年度の決算見込みですけども、26年度の赤字見込額が6億6,000万円、それが27年度については6億1,000万円程度ということで、累計で少なくなっているような形で今のところ試算しております。

○委員（植山利博君）

私が聞いたのはそうじゃなくて、この制度を1年間延長することによってしないのと。どれくらいの差が出るという試算をされておりますかと。この二つの特別減免と特例措置をやった場合にやるのとやらないのとどれくらいの差額を見込んでいらっしゃいますかということ。

○税務課長（谷口信一君）

27年度の予算を立ててはいるんですけども、その中で試算をしておりますのが、まず特例措置につきましては約1億2,600万円減と。それから特別減免につきましては約500万円減と試算をしております。

○委員（植山利博君）

分かりました。特例措置で影響を受ける特徴的な所得階層、どういう方が一番影響を受けて、その恩恵を受けられるのか。特別措置で、これは大体分かるわけですが、まずはその特例措置でどれくらいの世帯構成なり、所得階層が最も恩恵を受けるのかお示しをいただけますか。

○市民税Gサブリーダー（中村和仁君）

ただいまの質問ですが、特例措置につきましては均等割・平等割全ての世帯が影響してくるわけでして、どの世帯が軽減の恩恵を受けるという部分については、特に問題はないと考えております。あと、所得割がある世帯につきましては、医療分につきましてはの税率の差額分が影響してきますが、この部分については現時点ではちょっと把握しておりません。

○委員（植山利博君）

私が思っているのは、均等割・平等割が全ての世帯なんだけど、よく言われるのが低所得者、経済の状況が厳しい中でこれが行われているわけですよ。だから特別措置は妥当な措置だろうと私も思っています。特例措置の場合が本当に低所得者、所得のない方々に恩恵が大きいのかなという疑問を若干持つわけですよ。もちろん今おっしゃったように全ての世代に特例と均等割と平等割がかかるわけですから、世帯には平等にその恩恵を受けるわけだけど、所得の高い人、所得の低い人、所得階層という観点で見た時にどうなのかなということをお尋ねしているんですけど。

○税務課長（谷口信一君）

この特例措置の効果につきましては、世帯員が多ければその分、税が減るということで、あと所得割につきましては均等に率でやっておりますので、額で言えば、言われたように所得が多い方が有利かなという気はしますけれども、やはり所得の少ない方もそれなりに効果があるんじゃないかと考えております。

○委員（植山利博君）

今おっしゃる通りですよ。額でいえばパーセントは一緒だから額の大きい方は額としての恩恵は大きいわけです。だから、私は何を言いたいかというと、例えばこの所得割の0.6%、均等割を1万9,500円、それから平等割を300円軽減していると。この辺の調整というか、例えば、平等割をもう少し金額を増やすとか、そのような検討はなされなかったもんですか。ここのバランスを再構築するという検討はなされなかったんですか。

○総務部長（川村直人君）

当然、その辺りは検討していたわけです。平等割・均等割にすれば所得の多い・少ないに関わらず全て掛かるわけですよ。そうすると、やはり所得の少ない方々の負担感というのはいかがなものかとか。それから本市の被保険者の方々の世帯構成を見れば、そういう世帯の方々の一番占める割合が大きいのは所得が低い方々が多いわけです。そうすると課税したくても課税をするところがないわけですよ。本市は三税方式ですので、ここがまた非常になかなか問題になってきているわけです。だから私たちが議論する中で、かつて四税方式だったのが三税方式に見直した経緯がございますが、やがてはそういうところも含めて検討しなければならないときが来るかもしれないということは協議の中で出たことでございます。

○委員（植山利博君）

おっしゃる通りなんですよ。今後はそういう観点でどういような課税体系を作るかということ

だろうと思うんですよ。私が何を言いたいかというと、例えば子育て世代で今、少子化対策で言われるので子供さんが多いところは負担がやはり大きくなるわけですから、そこら辺を子育てという視点から、この平等割と均等割の減額の比率を見直すとか。このことによって若い方の子育て世代の国保については配慮したんですよというようなメッセージを出すとか。今部長おっしゃったように、今後は国民総背番号制で課税とか社会保険などが一括で管理されるような時がくれば、資産、要するに預貯金とか有価証券とか、今まで資産課税というのは土地だけだったわけですけども、そういうものも含めて取り組む必要があるかと私は思っています。今後、平等割・均等割それから所得割も、来年もまだひょっとすれば続くでしょうから、その辺のところも含めて今後、検討していただきたいということは求めておきたいと思えます。

○委員（宮内 博君）

実際今、特例措置を設けている分については、平成22年度に軽減措置を実行する前の段階でかなり議論をしてきたところですよ。それで、人に掛かる均等割について軽減率を大きくしようということで、実際16%の軽減を行ったわけですよ。所得に対しては6%くらいしか行っていないわけですけど。ですから、現行制度においても、今、家族構成の多いところについては軽減の率が非常に大きいというような措置を既にとっているんじゃないのかなと私は思うんですけど、その点をまず確認をしておきたいと思えます。

○税務課長（谷口信一君）

委員の言われた通り均等割2万3,200円を1万9,500円ということで、大幅に3,700円下げているということで、世帯員の多いところに対しては大分軽減措置をとっていると把握しております。

○委員（宮内 博君）

それともう一つは、平成25年度における一般会計からの繰入金等を見ますと、本市の場合は保健事業ということで、これまで行ってきただけですけども、県内19市の中で17市のうち本市のような保健事業という形でやっているのは指宿市と本市だけということで、残り15市については一般会計からの繰入れという形をとっているんですけども、本市よりも財政力が小さい鹿屋市では、3億6,311万円という繰入れを平成25年行っていると。これを見ると19市中、その他繰入れを行っていないのは出水市といちき串木野市だけということになっていますから、全市的に国保を取り巻く財政状況というのは厳しい状況になっているというのは否めないと思うんですよ。それで、今回、国がやろうとしているのは、平成30年度を目途にして国保税の負担を平準化していこうというのが一つの大きな狙いになっていると思うんですけども、そこにも問題があると私どもは指摘しているところですが、いずれにしても、県内19市の中での一人当たりの負担を見ますと、かなり開きがあるわけですよ。そういう中で、現行の据え置きを図るとするのは、そういう意味でも非常に大きな意味合いがあるのかなと思うんですけども、その辺はどう検討なさっているんですか。

○総務部長（川村直人君）

他市の状況などもよく調査しながら検討をしました。やはり保険税とそれから医療給付費、こうい

った総監の資料なども作ってもらって、霧島市の立ち位置がどういうところにあるのか、そうゆうところなども検討いたしました。保険事業などもなかなか数字に表れにくいんですけど、そういうのを地道にやってくることで医療費を下げていくという効果も少なからずあると考えております。他市の状況は先ほど私が少し触れましたけれども、なかなか保険税を上げたくても上げられない。上げてもまたそれだけ果たして税収が上がっていくかというのもどうかと。だからやむなく国民健康保険制度を維持していくためには、一般会計から繰り出さざるを得ないというような自治体も多分あるかと思うんです。本市の場合は、これまで何とかしてきましたが、25年度の決算で初めて繰上充用と。もう26年度、27年度、このままいけば繰上充用もできないような状況にあるのではないかという心配もしてございました。今回こういった国の制度があって、県のほうに一元化するという話も当初の予定からするとやはり遅れてきております。これはやはりそういった調整、各自治体でのやはりそういった国保の財政状況等がやはりいろいろ違って、そこ辺もなかなか難しい。ですから起こりつつあるのではないかと思うわけです。本市も一元化されれば、当然そこに財政状況も平等の状況で一緒にというような話が出てくるとは思うんですが、一緒になってもその徴収については、やはりそれぞれの自治体が担うべきものだと聞いておりますので、その一元化されるにしても本市の国保の財政運営というのが少しでも健全なものにするためには今後どうしていくか。そこはまずは27年度がこういう制度が始まるわけですので、その辺を見極めたいと。それから、次に29年度からの安定化の分も始まってまいりますので、その辺をよく見極めていかないと、なかなか始まったばかりですので、これは良いほうにいけばいいんですけども、これを見誤るとまた非常に厳しい状況になりますので、慎重に対応していかなければならないと考えております。

○委員（宮本明彦君）

まず確認になります。先ほど25年度が1億7,000万円の赤字が確定したと。26年が累計で6億6,000万円の赤字。ということは、これは単年度で4億9,000万円の赤字ですよね。それから27年度は累計で6億1,000万円の赤字。ということは、27年度は5,000万円の黒字になるという、こういう理解でよろしいですか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

27年度については、26年度が6億6,000万円でしたので5,000万円程度少なくなったということです。改善したというような形になります。上がり幅が少なくなったという形になります。

○委員（宮本明彦君）

そうですね。ですから、単年度の27年度でいったら黒字になると。累計の赤字額を考えなかったら。そういう理解でよろしいんですか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

そういう形かと思えます。

○委員（宮本明彦君）

今で5年間特例措置をやっているということですけども、先ほど1億2,600万円の特例によること

で年度で減だという理解をしたんですけれども、それからいくと5年間を掛けたら6億2,500万円ですか。それくらいは税収といいますか、国保税の収入はあったはずだと考えてもよろしいですか。先ほど特例措置で1億2,600万円、特別減免で500万円の減が27年度続けたら予測をされるよというお話でしたので、これまで5年間続けてきた。大体、被保険者数が少し減っているというのは聞いていますけども、大体、この5年間で、1億3,100万円、1億2,600万円、特例だけでいったら5年間ですから、それ掛ける5年間分の税収が減っているという考え方でよろしいですか。

○税務課長（谷口信一君）

先ほど言いました27年度の予算を立てたときに予想される額ということでございまして、正確には若干ずつは違うと思いますけど、考え方としてはそういうふうでいいと思いますが、徴収率なんかもございますので、この辺を加味すればまだちょっと低い額になると考えております。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

委員長のほうからちょっと確認をさせてください。先ほど26年度の赤字累計が6億6,000万円とございましたけれども、27年度でこれほどのように対応されるのかと。繰上充用を全て行って対応されるのかと。その確認をさせてください。

○生活環境部長（塩川 剛君）

現在のところ繰上充用での対応を想定しているところでございます。

○委員（植山利博君）

今の26年度末の決算見込み、27年度の見込みをずっと聴いているわけですが、26年度が4%くらいの医療費の伸びだということだったと思うんですが、医療費の伸びはどんなふうに試算をされた上での見積もりですか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

26年度から27年度の医療費の伸びにつきましては大体約5%を見ております。

○委員（植山利博君）

では、確認をさせてください。26年度の医療費の伸びは一般被保険者で4%と聞いているんですけども、退職者も入れて全体の伸びは幾らになっていますか。ちょっと確認をさせてください。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

今、5%の伸びと言いましたのは平成27年度のなんですけども。

〔「25年から26年の伸び」と言う声あり〕

合わせて約3%です。

○委員（宮本明彦君）

もう1点、先ほどの続きの確認です。谷口課長からは6億円くらいの税収がこの特例措置で入らない状態が続いたと。今の累計の赤字が、今年度終わったところの見込みで6億6,000万円ということ

は、基本的には今までの特例措置がなかったらいい状態だったという理解をしてもよろしいですか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

そのような考え方になるかと思います。基本的にはそういう特例措置とか特別減免をしていなければ赤字にはならなかったと。ある程度基金なり何なりに積み立てられた可能性はあるかと思われま

○委員（植山利博君）

ということは、大きな議論を経て特例措置が導入されたわけですけど、その前に一旦上げたわけですよ。特例措置があることは上げたのを下げたわけだから。だから上げたときの上げ率というのは将来五、六年、七、八年を見据えて適正な保険税に改めたと。あのとき上げたものは非常に先を見越して適正な、合理的な上げ幅だったと私は理解しているんですけども、そういうことですよ。

○税務課長（谷口信一君）

当時、どういう話し合いがされたのか、ちょっと私のほうでは理解しておりませんが、結果から見ますと今委員が言われたとおりでと思います。

○生活環境部長（塩川 剛君）

誤解がないように、御説明申し上げます。平成27年度から実施される分、これにつきましては低所得者対策強化のため保険料の軽減対策となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充するというので、平成27年から毎年1,700億円ということになります。それから、平成29年からまたプラス1,700億円ということです。合わせまして、保険財政安定化支援事業、こちらの分が平成27年度から、いわゆるレセプト点検30万円以上だったものが1円以上のものになるというのが平成27年度から見直しで続いていくということになりますので、補足で説明させていただきました。

○委員長（時任英寛君）

委員長より、もう1回確認させてください。平成27年度から低所得者の多い自治体に財政支援が行なわれ1,700億円ですね。平成29年度から結局上積みして1,700億円ということで、総額3,400億円になりますよと、このような理解でよろしいですか。そして安定化支援事業は平成27年度から。

○生活環境部長（塩川 剛君）

29年度からプラス1,700億円の支援が始まるということでございます。

○委員長（時任英寛君）

3,400億円ということでよろしいですね。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員長（時任英寛君）

安定化支援事業のほうはレセプト点検が1円からということで全医療費にかかるということで、これはもうずっと恒久的に続いていくと、このような考え方でよろしいのでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員（宮内 博君）

最初の段階でそのことは確認したところだったんですけど、再度確認をさせていただきたいと思

いますが、平成27年度からレセプト点検の分を1円以上の全てのものを対象とするということで、本市ではそのことによって約3億円の財政的な増が見込めると。それから、1,700億円の低所得者を対象とした法定減免制度の拡充によって、1人約5,000円の増加が見込めるということをうたったわけですね。単純に計算すると1人5,000円ということで、約3万人が国保の被保険者ということになっていますから1億5,000万円に。だからその中で法定減免の方が対象なのかどうなのかというのが出てくるでしょうから。そのことによって、平成27年度はプラス4億円の財政的な増が見込めると、そう理解してよろしいでしょうか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

概算ですけれども、計算上におきましてはそういう形になるかと思えます。

○生活環境部長（塩川 剛君）

何度も申し上げますけれども、あくまで具体的な給付の制度等が明らかになっておりません。またその各自治体の医療費等も加味されるというようなこと等の話もございますので、その実態等を十分把握しないと明確な数字というのは申し上げられないということを申し添えておきます。

○委員（宮本明彦君）

もう一度確認します。今の話でいくと27年度は4億円、不確かな部分があるというのは見込んだ上、27年度が4億円ですね。28年度も4億円で29年度はまた1,700億円積み上がるから5億円と、単純に言えばそういう税金、国からの交付金といいますか、それがあるという理解でよろしいですね。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

概算上、そういう形になるかと思えます。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で議案第9号及び10号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 9時53分」

「再 開 午前10時10分」

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第13号、霧島市保育の実施に関する条例の廃止について及び議案第15号、霧島市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について、一括して議題と致します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今定例会に提出しております保健福祉部関係の議案第13号及び15号、2本の条例議案につきまして、

ただいまから担当課長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。去る1月26日に所管事務調査いただきました関連でございますのでよろしくお願いいたします。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

それでは議案第13号、霧島市保育の実施に関する条例の廃止について御説明いたします。これまでの保育の実施については、児童福祉法第24条第1項の規定により、「霧島市保育の実施に関する条例」で保育の実施基準を定めて保育を実施していましたが、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による児童福祉法の一部改正に伴い、保育の実施基準を市町村が条例で定める旨の規定が改められたため、本条例を廃止しようとするものです。なお、平成27年4月1日から施行される子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て支援法施行規則で定める事由により、保育が必要な児童について保育を実施することとなります。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

それでは、議案第15号、霧島市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について御説明申し上げます。提案理由にも記載してありますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第6条によって、児童福祉法第51条第4号及び第5号が改正されることに伴い、教育・保育施設等の徴収根拠規定を定めるため本条例を制定しようとするものであります。改正前の児童福祉法では、第51条第4号に公立保育所の保育費用、同条第5号に私立保育所における保育費用の規定があり、その規定を引用する第56条第3項が、市長が扶養義務者から保育料を徴収できる根拠規定となっていました。そのため市は同項を根拠とすることで具体的な金額を規則（霧島市児童福祉法に基づく負担金徴収規則）で定めるのみで、保育料の徴収が可能でした。しかし、改正後の児童福祉法では、第51条第4号が公立保育所での措置入所費用、同条第5号が私立保育所での措置入所費用の規定に改正されることにより、第56条第3項は、措置入所を行った場合のみの保育費用の徴収根拠となり、公立保育所において一般的に行う保育の保育費用の規定及び徴収根拠が法律からなくなったこととなります。そこで、本条例第2条で利用者負担額（保育費用）の規定と附則に規定してありますように「霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例」第4条を改正することで公立保育所の徴収根拠を定めようとするものです。なお、私立保育所については、既存の保育の委託制度が残されるため、徴収根拠が子ども・子育て支援法附則第6条第4項に規定されております。利用者負担額いわゆる保育費用につきましては、1月26日に行われた所管事務調査において、その時点での（案）を御説明させていただきましたが、現在の（案）について御説明申し上げます。別紙利用者負担額（案）を御覧ください。1号認定から3号認定までありますが、2号認定、3号認定は、先に御説明したものと変更はございません。変更した部分は1号認定の階層区分Eの2万2,000円の箇所です。前回は、2万4,000円の設定で御説明したところですが、変更の理由については、子ども・子育て会議での意見や私立幼稚園協会との意見交換会などを踏まえ、現在の私立幼稚園のほとんどは、

保育料に給食費が含まれており、新制度においては、1号認定児童の保育料に給食費は含まれておりません。そのため、前回の案の2万4,000円であれば、それに給食費(3,000円から4,000円)を加算すると現行の保育料(平均2万5,300円)より保護者負担が大きくなってしまうことによるものです。なお、2,000円減額することにおいて、市の持ち出しは、150万円程度増加する見込みです。以上で、説明を終わります。

○委員長(時任英寛君)

ただいま議案第13号及び15号の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(宮内 博君)

まず、議案第13号の関係でお尋ねをしておきたいと思います。これまで児童福祉法第24条1項の規定によって、条例が定められていたということです。その中で、どういうものがこの保育の基準として示されていたのか、そしてそれは新制度においてどのように担保をされるのか。

○子育て支援課長(田上哲夫君)

先ほど申し上げましたが、現行の保育にかける事由というのが、親が昼間に就労のためと、居宅内外で労働するということであるとか、妊娠中、また出産後間もない、それから疾病・負傷又は体に障害があるとか、それから長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を介護しなければならないと。震災・風水害・火災、その他の災害の復旧に当たっているであるとか、そのほかに市長が認めるというようなこととございました。この事由については、ほぼ同じ条件が今回の保育の必要性にも認められるところになっております。新たに求職活動でありますとか、それから親の就学・職業訓練、それから虐待やDVの恐れなど、こういう条件も新たな事由の中には含まれているところでございます。そして、今まで児童福祉法第24条1項で市の責任という部分がありましたが、これについても児童福祉法の改正の中で、この第24条1項は残りましたので、市における保育に対する責任というか実施義務というものは、今までどおり市に残っているというような考え方でございます。

○委員(宮内 博君)

確かに児童福祉法第24条の規定は残ったということであるんですけども、これをどうするのかというのは、かなり国会でも議論になった。そして最終的には残ることになったということなんですけれども、それではなぜ市の条例を取り除かなければいけないのかという点がどうも合点がいかないわけですね。そうであれば市の責任が明確に法律上担保されているのであれば、その条例を定めている本市の条例そのものも残っていいということではないのかというふうに思いますけれども、その辺はどんなふうに説明をされるのでしょうか。

○子育て支援課長(田上哲夫君)

今回の法律の位置付けというか、考え方になると思いますけれども、法の第19条1項第2項から委託された内閣府令によって、就労時間の下限のみを市町村で定める事由としておりますので、他の事由は内閣府令が直接の根拠となっているために、市町村において別に定めることは不要というような

示され方をしているところでございます。

○委員（宮内 博君）

法律そのものは、平成24年に成立しているということですよ。それで、子ども・子育て法案が施行されると同時に児童福祉法第24条1項の部分については、これが廃止されるというような規定になっているわけですが、わざわざそのところの従来24条第1項にあった、児童福祉法にあった基準に従って、条例で定めるという部分が新しい法律の中では全部なくなってしまうわけですね。当然、自治体はそれを受けて条例を整備しなければいけない立場にあるわけですので、その部分はやむを得ないというふうに思うんですけれども、ただ実際に、従来定めていた条例の中で明記されていたことが当面は担保されるかもしれないけれども、ずっと本当に担保されるのかという点で、大きな疑問が残るわけですが、そこは法律的に明記されているんですか。この件についてはしっかり今後についても担保するということはどうなんでしょうか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

法律上、この児童福祉法第24条第1項について担保するというような内容ではございませんが、ただこの児童福祉法第24条第1項が残った経緯というのは、先ほど宮内委員もおっしゃったように、経緯の中にあるというふうには考えているわけでございます。一度は経緯の中ではなくなる可能性があったこの部分を復活させたというような経緯で残っております。ですので、この部分が残っているということに対する考え方というのは、もう明確に市町村の責任というのをしっかりと残したというようなことでありますので、担保と言われるとどうかと思いますけれども、こういう部分でそういった法律が成立する経緯の中で、そういう考え方の中で、この部分がしっかりと残されたと考えておりますので、市町村の責任は今までと変わらないというふうに考えているところです。

○委員（宮内 博君）

そうですね。それでただ、当面の間の限定だというのが大方の見方になっているのではないかと、いう点で、恒久的な措置ではないんだというのがあるという点で、危機感を持っておりますので、そのことを申し上げたところです。それで次に第15号の関係でございますけれども、本当なら前回資料としてお示しいただいているのでありますけれども、新旧対照表等分かりやすい形でもう少し示していただきたい部分というのがあるのですが、その辺は工夫できなかったんですか。実際、この前、配付いただいた資料を皆さん持ってきて議論ができるかどうかというのもあったりするんです。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

申しわけございませんでした。新旧対照表は、今配ったほうがよろしいでしょうか。それでは、ちょっとお時間を頂いてよろしいでしょうか。

○委員（植山利博君）

少し確認をさせてください。まず、保育の実施基準を市町村が条例で定めるということになっているわけですので、これまで先ほどから議論がある児童福祉法第24条第1項の規定によって条例があったわけですが、新たに霧島市がその保育の基準を定めた条例を制定するという理解でよろしい

ですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

関連する条例は9月に議決をいただいたところであります。

○委員（植山利博君）

そこで就労時間の下限を市町村で定めるというふうになっているわけですが、ということは就労時間の下限、週何時間以上とか月何時間以上とかあるんでしょうけれども、これは自治体によってやはり格差があるという理解でよろしいですか。

○子ども・子育てG主任主事（下楠菌拓也君）

下限時間については、1月当たり48時間から64時間の間で市町村で定めると、支援法施行規則でなっております。霧島市においては現行でもそうなんですけれども、1日4時間以上、月12日以上、合計48時間以上ということで下限を設けておりますので、新制度においてもこの下限は引き続き考えられるとしております。

○委員（植山利博君）

ということは、下限の中の範囲の中では一番低いところに霧島市の下限を置いているという理解でよろしいですね。

○子ども・子育てG主任主事（下楠菌拓也君）

そのとおりです。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

先ほどの新旧対照表ですが、1号の部分につきましては全く新しく定めるものでございまして、新旧対照表はございません。先ほども説明で申し上げましたように、2号、3号につきましては、前回、お示ししたものと全く変わっておりませんので、前回お配りした資料を見ていただければ、新旧の対照が分かると思います。

○委員（宮内 博君）

分かりましたけれども、1号はこの前もらったものに入っていないからですね。それで実際にこれを見てみますと、2号認定の場合は所得階層区分のAからC2のGまでは引下げという形で案が示されているわけですが、D1からD9の部分については全て引上げという形になっていますよね。平成26年度の利用者負担額と27年度の利用者負担額の案で見ますと。それで国の基準からすると、随分低く抑えているというような形で認識はしているんでありますけれども、実際、表で示してありますAからC2までの部分と、D1からD9までの部分でどれほど市民負担が増減するのか。

「休 憩 午前10時32分」

「再 開 午前10時33分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

○委員（植山利博君）

議案第15号ですけれども、それぞれ所得段階によって負担額が示されているわけですが、国の示す標準というのがあるかと思えます。それはどんなふうになっていますか。例えば所得階層がこうであれば、この金額からこの範囲の中で定めなさいとか、最低額はこの程度にしなさいとか、そういうような国が示している負担額の在り方について基準があると思うんですよ。それを参考にしながら、負担額の設定をされたと思うんです。国が示す負担額の設定の在り方はどういうふうになっていますか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

所管事務調査でお配りしたものにあったかもしれませんが、もう一回説明しますと、市のところの階層区分Aという生活保護世帯のところは、市もゼロ、国もゼロです。Bというところの市で市民税均等割非課税世帯としているところは、市は4,000円、ここは国が6,000円です。市のC1、C2のところは、国はこの階層をひとまとめにして、第3階層としておりまして、標準時間が1万6,500円。短時間は1万6,300円。市のD1、D2、D3までを国は4階層としまして、標準時間が2万7,000円、短時間が2万6,600円。次に市のD4、D5、D6までのところを国はひとまとめの階層にしておりまして、第5階層で標準時間が4万1,500円、短時間が4万900円。そして、市のD7、D8のところを国はひとまとめの階層で第6階層としておりまして、標準時間が5万8,000円、短時間が5万7,100円、それで市の最高の階層D9、これは市民税所得割が30万1,000円以上ある世帯です。ここを国は逆に二つに分けておりまして、7階層として市民税所得割を39万7,000円未満、30万1,000円以上という階層を標準時間7万7,000円、短時間7万5,800円、そして国の最高の推定年収ベースでいくと1,100万円以上の世帯は、標準時間が10万1,000円、国の短時間は9万9,400円。それを市は一つのD9階層として3万6,500円としております。シミュレーションをしたときの霧島市のこの階層の世帯がどのくらいいるかという目安ですけれども、約1.3%ということです。

○委員（植山利博君）

失礼しました。きちっとした資料を頂いていたものを持ってきておりませんでした。今、部長に説明いただき、この資料を見せていただいても国が示す標準負担額より大分配慮した、先ほど宮内委員も言われましたけれども、負担設定になっているということは評価をしたいと思いますが、国が示す負担額と、市が今回設定しようとする負担額の差額を試算されたことがありますか。今の段階で国のものをそのまま使った場合と市が今回導入しようとする負担額で、どれくらいの差が出るのか。つまり、その分は市が持つということでしょうから、その総額について試算をされていればお示しを頂きたいと思えます。

○委員長（時任英寛君）

先に宮内委員への答弁ができますか。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

先ほどの宮内委員の質問について回答いたします。平成26年度と人数が同じという条件で設定した

場合、2号認定につきまして市の一般財源の持ち出しのことでありと思っておりますけれども、2号認定のA階層からいわゆるC2、Gまでが一般財源の持ち出しが871万800円増える設定をしております。D1からD9までが、逆に今度は1,032万1,560円市の持ち出しが減る設定になっております。次に3号認定でございます。これも同じ人数で設定した場合ですが、3号認定のAからC2、Gまでが603万3,600円増える見込みです。今度はD1からD9、3号認定です。660万8,040円減る設定になっております。

○委員（宮内 博君）

頂いた所得階層区分の世帯構成比率というのが分かっているとお示しいただけませんか。それぞれの階層でどれぐらいの子供がいるのか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

基本とする家族構成は、子供二人、それから両親がいる世帯、当然一人親の場合は一人親でございますけれども、家族構成としては基本そういった子供2人を持つ4人家族。

「休憩 午前10時41分」

「再開 午前10時42分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今回のこの1号、2号、3号というのは、前回、私が最初に申し上げたとおり新しい制度で生まれた市が設定するそれぞれの認定区分になります。ですので、シミュレーションをする場合には、現行の保育所に通っている、入所している方々との比較でないとできないわけですね。そういったことから、2号認定の最高位のところで私が申し上げたとおり、ここは1.3%というようなことでほかの世帯層も出ております。ただ、ほかの3号、1号については新しい考え方の下に制度をされたものですので、その世帯構成というのは非常に困難な計算になります。ですので、2号認定の部分だけであれば、お答えすることはできます。資料としてお配りするにしても、あくまでも3号認定、いわゆる満3歳未満の部分については、ある程度想定をした形の世帯構成区分になりますので、1号認定の場合も同じように市が初めて幼稚園の利用料というものを設定したわけですので、そういったあくまでも推定というような形での世帯区分の資料はございますけれども、それが数字として一人歩きする場合も想定されますので、それは資料としてはちょっと配付できないと考えております。ですので、あくまでも今回の料金をシミュレーションしたという形での世帯構成は発表できると考えております。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

それでは2号認定の階層ごとの構成比率を申し上げます。A階層が0.9%、B階層が9.7%、C1階層が8.3%、C2階層が10.9%、D1階層が9.5%、D2が7%、D3が8.6%、D4が5.6%、D5階

層が4.6%、D 6階層が4.5%、D 7が8.4%、D 8が3.7%、そしてD 9が1.3%ということになっております。そのB、G、C 1 G、C 2 Gのほうの割合についても申し上げます。B G階層が14.2%、C 1 Gが1.6%、C 2 Gが1.2%です。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

先ほど植山委員の質問にお答えいたします。2号、3号部分のことであろうかと思いますが、その利用者負担の国基準と市の基準の差額のことであろうと思います。それにつきまして、いわゆる市の一般持ち出しでございますが、2億6,139万7,000円、市の持ち出しがあるということでございます。

○委員（徳田修和君）

関連で確認なんですけれども、国の基準というのは全国の平均的なものであるということではないんですか。例えば市の大きさであったりとか、予算の大きさであったりとか、平均的なところの水準に合わせた数字なんです。それとも、そういう考えなしにその数字が示されているんでしょうか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

新制度の基本になる考え方が、公定価格という考え方ですので、公定価格というのは保育が行われるために本人の負担の部分と、市がその施設、保育園に出すお金とで成り立ちます。一人の子供を保育するのに必要な0歳から2歳はちょっと多め、3、4、5歳は保育士も少なくなくて済むので、少なめになるんですけれども、そういった保育に、その子に幾ら掛かるかというのがまずあって、その分の割合を本人負担を国が国基準ということで1階建ての部分を決めて、2階建ての部分はそれを全体から差し引いた分で成り立つように設計されています。国基準というのをそういった設計で線を引いていますので全国一律、この基準より下で、その最高額で決めてもいいし、下でもいいよという決め方ですので、本人負担の部分を少なくすれば、そこは市の持ち出しが増えます。だからそうすると階層は3階建てくらいになっちゃうんですけれども、そういった基準で公定価格はなっていますので、国の定める基準というのは、全体の公定価格の中の利用者負担はこれが限度額ですよという決め方で設定されます。

○委員（宮内 博君）

今、おっしゃったところの部分であります。実際に掛かる費用というのを限度額にしているのではないのかなと思うんですけれども、例えば5万円掛かったとした場合に、それを超える価格の設定はできないとかいう一定の線引きがあったと思うんですけれども、その確認をしたいんですが。

○子育て支援課主事（森枝広喜君）

国の上限額とは別に実際に保育に係る費用、保育単価というものがあるのですが、それも下回るように設定するように通知が出ております。

○委員（植山利博君）

今、国の示す額が上限額だというふうに理解しましたけれども、それでよろしいですか。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

おっしゃるとおりです。

○委員（植山利博君）

そうであれば、その上限額から市が設定した負担額の差が2億6,000万円程度あるわけですが、そこをそのレベルで設定をする、いろんな見方があるんでしょうけれども、その辺の根拠というか、あるいは市長なり市なりが保育に対する考え方、子育て支援という考え方、様々な自治体でレベルが違おうと思いますけれども、そこはどのような議論があって、どのような根拠がなされたのか、2億6,000万円程度はやむを得ないなど、この辺が合理性だなという根拠を、どんな議論があったのかお示してください。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

まだ確定ではないんですが、今、協議している段階ですが、以前も申し上げたかと思いますが、低所得者層には少なくして、D1からD9までを少しずつですが段階的に上げていくという考え方の中で、今回は設定しようかなという意思の下で一応、案を作りました。それに伴いまして、先ほど申し上げました2億6,000万円程度ですね。それも26年度と比較しますと、1,400万円程度、若干増えるんですが、それにつきましてもあまり市の持ち出しが増えても、財源の問題がありますし、そこら辺も加味して、また市の持ち出しが今より減っても保護者の負担が増えるということで、その辺をバランスよく考えて設定したところであります。

○委員長（時任英寛君）

確認しますけれども、結局26年度分の市の持ち出しと、27年度分の持ち出しが大体均衡が図られるような形での保育料の設定をしたと理解してよろしいでしょうか。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

はい、若干増えてはおりますけれども。

○委員（宮内 博君）

それで、過去にも議論をしたことがあるんですけれども、本市の保育料について、例えばお隣の始良市と比べて所得階層が低い部分の負担が重い傾向があるんじゃないかということで、指摘をしてきた経過があるんですけれども、今回、見直しに当たってその辺はどのような議論をして、設定をしたのかお聴きをしておきます。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

調査をしたんですけれども、始良市が27年度はまだ出せる状態ではないということでした。ただ、鹿屋市当たりと比較しますと、鹿屋市とは階層も違うんですけれども、相対で見た場合、鹿屋市が若干高い傾向にございました。また、薩摩川内市とも比較したんですが、これもまた階層が本市とは違う状況ですけれども、霧島市が高い部分もあれば霧島市が安い階層もあるし、そこははっきり言って一概にどっちがどっちなのかなと、なかなか申し上げられない、薩摩川内市との比較はそのようになっているところでした。

○委員（宮本明彦君）

確かに前回、所管事務調査をやった際にも市の持ち出しが変わらないようにというお話でした。そ

れで財政的にはこの間聞いた分では2,000万円ぐらい市の持ち出しが増えるのかなというお話だったと思うんですけども、本当に子ども・子育て3法ができて、子ども・子育てに充実した内容で動いていくという流れだと、理解していたんですけども、ところが所得の多い方は保育料が上がるというお話ですよ。そこは何とか上がるのではなくて、何とかそれは市の持ち出しうんぬんというよりも各保護者の方々の負担感が減るような形で行く流れが一番いいのかなという思いがあったんですけども、その辺のシミュレーションとして、なぜ市の負担が変わらないようにということを視点に置いたのか、なぜ、保護者の負担がどうなるのかということを視点に置いたところから出発されなかったのかなっていうところからお聞かせ願えますか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

今回、利用料を決めるに当たって、今度の制度はこの保育園の利用料だけではない部分があります。ほかの事業も含めて、この子育て支援に対する事業費は間違いなく増える方向に行くので、それを考えると、まず今の所得税ベースと市民税ベースというそこは違いますけれども、大体その階層が同じだったらまず負担は変わらないようにしましょうと、制度が変わっても変わらないようにしましょうというのが基本です。それと市の持ち出しが変わらないようにというのは、逆に言えば変わらないようにしましょうと言った裏返しは、市の持ち出しも同じように変わらないような考え方になりますよと、ただ昨今の一人親であるとか、貧困であるとかの問題を考えると、どうしてもやっぱり今よりも所得の低いほうには配慮しなきゃいけないよねと、それと2極化ではないですけども、やはり収入がある方には段階的にある方のほうに、応能負担という考え方は、やっぱりここは生かして、利用者の側は利用者の側で、そこでそういう関係で設定するというように考えたところです。それで事業費が増えるというのは、ほかの事業、放課後児童クラブであるとか、いろんな事業が確実に増えます。ほかの事業も増えますので、そういったところに当たって市の持ち出しを政策的に全部抑えて安くしようとすればできると思いますけれども、今の段階ではまず市の持ち出しは同等にしておいて、ほかの事業にも市が入れ込まなければいけないお金は増えてきますので、そういったことも考えながら、全体の事業費としてどうなのかと、この1年を見渡してみても、今後の制度設計というのが霧島市としてどういう方向にできるのか、どこに重きを置くとか、どこをどうするかという考え方もできてくるんじゃないかということで、今回、この利用料を設定させていただきました。今後もこの利用料の部分の公定価格は変わりますので、議論に毎年なる部分であるというふうに考えております。

○委員（宮本明彦君）

まだ少し理解はできていない部分もあるんですけども、先ほど宮内委員でしたか、2号、3号でAからC2まで、ここは市の負担が870万円増えますよと。D1からD9は1,030万円市の負担が減る分ですよ。収入が多くなりますよという部分ですよ。これを見ていくと、人数が一緒の場合、収入だけで言ったら年間通したら2,000万円ぐらいは増える計算になるんですよ。まず、そういう理解でよろしいですか。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

年額でございます。

○委員（宮本明彦君）

年額で収入は200万円増えるという理解でよろしいですね。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

おっしゃるとおりです。

○委員（宮本明彦君）

正直言いますけれども、要は保育園に通うサービスは一緒なんですよ。子供たちが受けるサービスは一緒なんですよ。それなのに、保護者の収入によって負担が大きく変わると理解しているんですが、違うのであれば話してください。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

大きく変えたつもりはないんですけども。一応、市の今の基準で一番高い層で4万9,650円です。これは3号です。3号で例えて申し上げますけれども、4万9,650円、それで新しい制度では標準時間の単価で申し上げますけれども5万1,500円。1,850円上げさせていただいたというところで、そんなに極端には上げてないつもりではいるんですけども。

○委員（宮本明彦君）

これだけ階層いっぱいあるわけですよ。子供たちが受ける保育の質というのは、どういう階層もサービスは変わらないわけですよ。だから、極端に言ったらこの制度の大元まで遡ってしまうかもしれないんですけども、やはり確かに応能負担というのわかります。だけど本当にここまで差があるべきなのかなと、確かに市役所もそうでしょうけれども、うちの社員、二人保育料払ったらマックス7万円ぐらい払う形になるというお話もあります。ですから、本当に一生懸命働いて7万円払う方、それは所得が低い方も一生懸命働いてということではあります。ですけども、本当にこれだけの差が適正なものなのかどうなのかっていうところについて質問したところです。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

負担に関しましては、国の基準が元になっておりますので、大元の設計が応能負担となっていてところでありますので、それに沿って市町村の考え方が反映された結果で決められるというふうに思っております。それと保育の質の部分で言いますと、この新しい制度は保育の量と質というものを高めるための制度であります。そのために、消費税財源ですけども、財源を充てて保育士、それから保育施設の中の環境を改善していくということを目指しておりますし、公定価格の中にもそういうものが加味・加算されているんです。これが年々向上していく予定です。ということは子供が園の中で受ける保育の質は向上していくと考えております。

○委員（宮本明彦君）

上がることで質がどうのこうのという意味ではないです。それはもう皆さんが平等に、子供たちが平等に受ける質は変わらないんだと。変更前も変更後も変わらないものだという前提です。

○委員（植山利博君）

いろいろ本質論が制度設計のところまで及んでいますけれども、私もそういう観点からいけば、所得階層で料金が設定されているのは原理原則ですよ。それで、例えば就労時間によって保育料の特に3歳未満ですよ、就労時間によって負担額に影響させるような考え方というのはないものだろうかというのは、かねてから私は思っているんですけども、そういう議論はないものでしょうか。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

今回の新制度では、親の標準の就労時間が11時間、標準の利用料で見えています。それから短時間の認定ということで、保護者の方の就労時間が8時間以内という方につきましては、短時間の利用料で見えているところです。ただ、短時間8時間と申し上げましても、中には5時間働く人もいらっしゃいます。その5時間も例えばシフト制で朝早く出たり、夕方から夜出たりとか、そういういろんなパターンが考えられるところがございます。その方々につきましては、短時間の8時間以内なんですけれども11時間の標準時間で保育をしましようということもできるようになっております。

○委員（植山利博君）

短時間と標準と設定があるんですけども、もっと言えば1日4時間、12日48時間、月48時間という方もいらっしゃるわけですよ。そこからは保育が措置をすると、最低の就業時間というのは48時間とさっき聞きましたので、その方々と8時間うんぬんとはまた桁が違うかなという思いがあるものですから、そこら辺の標準と2セットあるんですけども、所得の場合は相当細かく分けてありますよね。そういう論議はないものかなと思っているものですから、いかがなものだろうか。就労時間を3段階、4段階という区分の中で負担料の在り方を設定するというようなことの議論はないものだろうかということです。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

この標準時間と短時間の件につきましては、今回、初めて出てきたものなので、ここはかなり議論になるだろうなというふうに思っているのと、現場としても非常にやりにくい部分であります。今まで一定の時間を皆さん保育に預けられたものを分けなくてはいけないというのは、この部分というのは将来的にはかなりいろんな意見が出てくるだろうなというふうにして考えております。今の在園児については長いほうの標準のほうで見ることになっておりますが、新しく入る方についてはやはり分けなければいけないというようなことになっておりますので、そこは慎重にやっていきたいと思っております。ですけれども、更に細かくというのは、今のところそういう発想は持っておりません。むしろ長いほうでお願いしたいというふうな考えで、しかも料金がほとんど変わらないというのは、これはかなりいろんな意見が出てきそうなものだと考えております。

○委員（宮内 博君）

今、示されているのは11時間の標準時間ということで設定されている保育料ですよ。まず、そのところを再度、確認しておきます。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

2号、3号につきましては、標準時間と短時間の両方でございます。1号はいわゆる幼稚園部分で

すので、4時間の部分でございます。

○委員（中村満雄君）

違和感のある質問をしますけれども、国が全ての子供の上質な生育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援するとか、こういったことを子育て三法はやっているんですが、これはそういった年代の子供が100%幼稚園とか保育園に通っているんですか。例えば親の考えでうちはこんな所には入れたくないとか、そんなことは許されるんですか。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

もちろん保護者の方の考えで、私はもう家庭的保育ができますので、いわゆる1号から3号、こういうところに預けなくてもいいですよという保護者の方もいらっしゃると思います。中には認可外の保育所等に通わせている方もいらっしゃいます。そこは千差万別だと思います。

○委員（中村満雄君）

先ほどの宮本委員もおっしゃいましたけれども、例えば2人いたら月額7万円、実は私は子供が6人います。6人いたら目の玉が飛び出るような金額だなと思って、とてもじゃないからみんな行くなと、1年だけで辛抱しなさいとか、多分そういったことになったかもしれませんけれども、幾ら給料が高いと言ってもそれは耐えきれないとか、そういったことをちょっと気にするんですが、その実態、何らかのお考えがあって幼稚園・保育園に行かせていないとか、そういったのはお分かりになりますか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

ちょっと具体的なことを調べる前に、私のほうで、今、中村委員がおっしゃった、保育の在り方という問題については、やはり福祉サイドでも議論するところがございまして、委員のおっしゃるように、いわゆる家庭的保育、今回の子ども・子育て支援制度では家庭的保育というのを基本にという考え方があります。ただ、やはり現在の社会情勢等を見ますと御存じのように、非正規の雇用というものも増えてきまして、なかなか共働きをしないと、世帯の経済的な余裕がないというようなことありまして、協働社会というのが非常に増えております。そういったことから、保育ということで国は一生懸命支援しようとするわけですが、先ほど来申し上げておりますように、保育の責任は児童福祉法第24条1項で、まだ市町村にございますけれども、あと保育に欠けない、子供もやはりそういった集団の生活あるいは教育等で過ごせる、そういった場づくりというものも国の狙いにはあると思います。ただ、ここはちょっとオフレコのほうがいいんですけれども、福祉サイドが充実すればするほど、家庭における親子との対話をちょっと失ってしまうというような心配というか、そういったものもございまして、ですから、中村委員のおっしゃるように家庭における保育に関する考え方というのは、多種多様でございますので、ただいろんな保育に関するニーズのためには、今回のこの支援制度によっていろんなニーズに対応できるような制度をつくっていくということが趣旨でございます。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

先ほどの兄弟が多い場合は、一応、利用者負担につきまして制度がございまして、1号認定の場合、

3歳児から小学校3年生までの範囲におきまして、年長から順に二人目が半額、3人目以降については0円という制度がございます。それから2号、3号の認定につきましては就学時前0歳から5歳までの範囲におきまして、先ほどと同じように2番目は半額、3人目以降は0円という制度もございません。

○委員（植山利博君）

さっきの議論で少し噛み合っていないかなという気がしたので、標準時間、短時間というのは、保育の時間のことですね。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

そのとおりです。

○委員（植山利博君）

私が聴いていたのは、保護者が、お母さんが中心なんでしょうけれども、保護者が就労時間の下限は1日4時間、12日で48時間ということですねと、だから保護者の就労時間によって保育の負担金というか保育料を上げ下げするような考え方はないですかと、子供を預ける時間が長い短いというのではなくて、それは先ほど部長が言われたように、家庭的保育をどうするかというようなことで、例えば子育てというのは大変なんでしょう。うちの子供も子育てをしていますけれども、中にはちょっと働いて預けていたほうが楽だよねというようなケースもあろうかと思うんですよ。だから保護者の就労時間によって保育料を何段階かに分けるような議論はないんですかという質問です。少し違った取り方をされていたようです。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

国の示した市民税の所得割ベースでの考え方にのっとってしておりますので、保護者の就労時間での分けと言いますか、そこはしていないところでございます。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

あくまでも保育時間に対する利用料という考え方ですので、当然、短い時間でも通勤に時間がかかれば、それも見ますよというような形で設定してあるということです。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようでございます。以上で議案第13号及び議案第15号の質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前11時17分」

「再開 午前11時25分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第7号、霧島市介護保険条例の一部改正についてを議

題とします。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今回定例会に提出しております、保健福祉部関係のうち霧島市介護保険条例の一部改正についての御審議を頂きたいと思います。課長が御説明申し上げますのでよろしくお願いします。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

議案第7号の霧島市介護保険条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。今回の改正は平成27年度から平成29年度までの3か年間の「霧島市すこやか支えあいプラン2015」で計画いたしました第6期介護保険事業計画を実施していくために、介護保険条例の所要の改正をしようとするものです。改正内容につきましては、介護保険料設定にあたり、標準段階を6段階（特例第3段階と特例第4段階を含め実質8段階）から9段階に細分化し、基準となる第5段階を月額5,500円、年額6万6,000円とし、それぞれ所得段階ごとに基準額に調整率を乗じて得た額に改定するとともに、公費による低所得者の保険料軽減を強化するため、第1段階においては、さらに調整率を0.05軽減するものです。また、普通徴収に係る保険料の納期のうち第6期について、霧島市税条例に揃えることとしました。さらに、医療介護総合確保推進法附則第14条に基づき、附則において、介護予防・日常生活支援総合事業等の実施時期を定めるものです。なお、施行期日は平成27年4月1日となっております。以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員（宮内 博君）

部長には直接お願いをしたんですけど、制度が新しく変わるような時には、事前に目が通せる資料というのを早めに配布してもらいたいと。この場でもらって、この場でどうですかというのは、非常に乱暴だと思うんですけど、これは今後のことにも当然なってくるわけですけど、まずそのことをお願いしたいと申し上げておきたいというふうに思います。それで、中の資料に入っているようですけど、今回の介護保険料の改定は、従来の8段階を9段階にするというところで、当初予算でも2億3,665万8,000円の前年度対比の保険料増が見込まれているということになっております。今回の保険料算出に当たっての根拠として、試算をされたものをまず説明を頂けませんか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

まずは、御質問の本旨にお答えする前におわびを申し上げます。宮内委員からただいまございましたように、今回の条例改正に伴うものは、介護保険料の今後3年間の料金を定めるものでございまして、さらに階層区分も現行からすると1段階、細分化されるということでもございました。そこで、基準の段階が非常に分かりにくいということもございましたので、先に議案と共に資料を配付すべきところでした。今後、こういった重要な事案につきましては、必要な資料を適切にお渡ししたいと考えます。申し訳ございませんでした

○長寿・障害福祉課主幹（住吉謙治君）

お手元に配付いたしております第6期介護保険事業計画における介護保険料に関する考え方という資料があると思いますけども、これについて説明をさせていただきたいと思います。1ページ、第

6期介護保険料に関する国の基本的な考え方ということで、今後、更なる高齢化に伴いまして、介護費用の増加とあるいは保険料水準の上昇が避けられない中で国の考え方でございます。国のほうでは、今回、この介護報酬の改定によりまして当初は全国平均を5,900円と見込んでおりましたけれども、介護報酬の改定によりまして5,550円程度になるのではないかという予測を立てているようでございます。この保険料の設定に当たりましては、標準段階の見直しということで、これを現行の6段階ありますけれども、これを9段階に細分化していくということ。それから、二つ目に低所得者の対策の強化ということで、今、現行の第1段階、第2段階を新しい1段階のほうに統合いたしまして、利用率を0.5、基準の保険料の半額からさらに0.05軽減して、0.45にするということ。それから、消費税の10%引き上げが延期されたことによりまして、27年度からの低所得者に対する軽減強化というものが、一部実施になったわけですが、これは、29年度から更に拡充をしていくということになるようです。それから、三つ目に介護給付費準備基金の取り崩しということで、基金の剰余金があればそれを取り崩して保険料の上昇抑制に当てたらどうかということ。それから、四つ目に第1号被保険者の負担率の関係で、65歳以上とそれから40歳から64歳までの人口比率が変わってまいりまして、第1号被保険者の率が1%上がったということになります。それから、介護報酬の改定ということをご5番目に入れておりますけれども、介護報酬全体でマイナス2.7%の改定率ということでございます。霧島市としての第6期介護保険料に関する基本的な考え方を載せてございます。まず、一つ目に保険料の基準額が増加する主な要因としては、要介護認定者の増加、そして、サービス利用者の増加というようなことで、介護給付費が膨らんだこと、それから二つ目に先ほどありました第1号被保険者の法定負担率が21%から22%に引き上げになったことが主な要因でございます。そして、二つ目に保険料の上昇の抑制ということで、準備基金、これをどう取り崩していくかということなんですけれども、昨日もありましたけれども、平成26年度末、今年の5月末で3億3,777万円の残高の見込みですけれども、第6期で、3年間で1億5,200万円を取り崩して、差し引きまして30年5月末には1億8,377万円になるという見込みでございます。米印で入れておりますけれども、今の第5期におきましては、初年度から介護保険料が不足するというような状況が発生いたしまして、基金の取り崩し4億3,500万円、これを計画より上乗せして取り崩しを行ったということございまして、今回、保険給付費の不足を生じるような緊急的な事態が生じた場合に、やはり、基金を少しでも確保しておくのが得策ではないかということで、全体の計画が71%を取り崩しましたけれども、今回は、率にしては少ないですけれども45.6%の取り崩しとさせていただいているところでございます。三つ目に、所得段階についてですけれども国の考え方に基づきまして、標準段階の9段階の細分化ということにいたしているところです。それから、今回は、2025年の保険料推計も視野に入れておりますけれども、このまま推移いたしますと標準給付費と地域支援事業費、これを合わせまして約120億円ということになって、平成37年には、今、平成27年5,500円というふうに見込んでおりますけれども平成37年には8,265円まで上がっていくのではないかという推測でございます。(5)にありますように、保険料が増額となった影響額ということで、一人当たりの額を試算してみたところなんですけれども、これは、前期、今4,600

円だったものが5,500円なので、900円基準額として上がるということになるわけですが、まず①にありますように、高齢者等の自然増ということで、307円上がるのではないかと試算しております。

第1号被保険者で言いますと、平成23年の3月の時点では第1号被保険者は2万8,180人でした。それが平成26年の3月になりますと、3万222人ということで、2,042人3年間の間に高齢者が増えているということになります。そして、認定を受けている方がどうかといいますと、平成23年3月末現在で5,212人でしたが、26年3月では5,773人ということで、561人増えております。介護のサービスを受けている方は、平成23年3月末では、4,167人でしたが、平成26年3月では4,926人で759人増えている、そういったことで、307円増えると、それから負担割合の増ということで法定負担率が21%から22%、1%上がりましたので、この影響額として248円と試算しております。それから、調整交付金の減ということで、第5期では、調整交付金を9.25%と見ていたんですけども、第6期では下がるのではないかとということで、27年度は9.11%、28年度で8.77%、29年度で8.38%ということで、調整交付金が減る影響として143円の減を見えています。それから基金の取崩し額の減ということでありますけれども、第5期では基金の取崩し額を5億1,850万3,000円計画しておりましたけれども、第6期では1億5,200万円の取り崩しになるので、その影響として358円負担が増えると思っております。この四つで1,056円の増になりますけれども、逆に介護報酬が引き下げられたことによって156円の減ということで、差引き900円上がるというような試算としております。

6番目に県内の状況ということで取扱注意にしておりますけれども、霧島市が4,600円から5,500円で900円上がりました。鹿児島市が4,863円から5,766円ということで903円の増、鹿屋市が前回5,990円ということで、かなり給付を多く見積もっていた関係で、50円しか上がっておりませんけれども6,040円、薩摩川内市が6,100円ということです。19市の平均が4,928円でしたが、今回5,668円ということで、740円の増です。それから、3ページになりますけれども、介護保険料を算出した根拠の資料ですが、まず標準給付費というのがあります。これは、総給付費から審査支払手数料まで足したもののなんですけれども、介護予防サービスのものと一般の介護給付費を合した額になります。特定入所者介護サービス費給付費は、低所得の方が特養とかそういった施設サービスを利用しているときに、居住費と食品負担限度額を定めているんですけども、それで資産が加味されることになりました。法改正で預貯金とか遺族年金とか障害年金とかそういったものも加味して対象になるかどうかというのを判定することになるんですけども、その影響として27年度でいうと4,130万5,000円が適用の対象外になるのではないかとという予想です。それから、高額介護サービス費の給付費につきましては、自己負担額が高額になった場合にその上限額を超えた部分を払戻しする制度ですけれども、27年度でいきますと2億3,221万円ということです。介護と医療と合算して上限を超えた場合にも払戻しがありますけれども、4,390万円というような形で積み上げたものが標準給付費の右上に3年間積み上げたものが289億640万8,000円となっております。これは、第5期で言いますと、259億7,866万6,000円であったので差額としては29億円くらい増えた計算になります。それで、地域支援事業も含めた総額が299億9,803万9,000円です。これで法定負担率22%を掛けた金額が65億9,956万9,000円、これだけ1号被保険者の方が3年間で負担していただく総額という

ことになるわけですが、それに調整交付金の額が減ったということです。調整交付金を加味しないといけないこと。それから、この調整交付金というのは、後期高齢者の加入割合とか、高齢者の所得格差というものを全国的に調整していこうとするものですが、1号被保険者の方の負担がそれだけ減ると。それから保健福祉事業費ということで、霧島市では安否確認のための配食サービスとかもやっています。これは、今、300人くらいの方が使っていて年間12万食行っております。それから介護用品の支給であるとか認知症の早期発見事業とかその三つの事業を行っておりますけども、この保健福祉事業費というのは介護保険料をそのまま充てる財源になります。それから準備基金の取崩しということで、1億5,200万円取り崩そうというものでございます。そうしますと、保険料の収納の必要額というのが56億237万6,000円になりますが、これを保険料の収納率を98.8%で収納率を割戻して、所得段階ごとに保険料は違いますので、皆さんが標準の第5段階だった場合を想定した場合の被保険者数で割ると年間が出るので、さらに12で割ると月額5,500円が算出されるものになります。米印の中に準備基金の取崩額による軽減が151円と出ておりますけれども、この基金がなかった場合には、5,651円になります。4ページは所得段階別の保険料額ということで、今回は、第5段階が基準ということになりまして、保険料の調整率は1.00となります。ここが5,500円掛ける12月分で6万6,000円としております。この表の米印があると思うんですけども、計画期間中において、消費税率10%への引上げが行われた場合は、非課税世帯全体を対象として保険料軽減強化の実施を予定しているということで、27年度は一部実施というのはこの第1段階のところ、本来であると保険料の調整率は0.5なんですけれども、それが0.45になっています。0.05の部分が公費負担をしているということでございます。この公費負担については、国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担するようなものになっております。平成29年度になって、消費税が10%に引き上げが行われますと、0.45のところは更に軽減があって、0.3になるのではないかと、そして第2段階が0.75となっていますけれどもこれが0.5になる。そして第3段階が0.75になっていますけれども、0.7になるということで、軽減が図られる予定にはなっているということになります。下の表のほうは1段階から9段階までのそれぞれの人数を入れましたけれども、第1段階から第3段階までが世帯の非課税の部分なんですけども、霧島市の場合は50.9%の人が非課税世帯と、全国平均でいきますと30%ということでございます。それからもう1枚、介護保険料額の変更ということで見ていただきたいんですけども、一番左の表が今の1段階から6段階まで、そして特例の3段階、4段階を含めた状況です。それが第6期になるとどうなるかというところ、この第1段階と第2段階が統合しまして新第1段階になると、それから第5段階のところから細分化しまして第6段階と第7段階に分かれます。そして第6段階は、二つに細分化して第8段階と第9段階になるというようなことになっております。27年度から28年度につきましては、保険料率のところ1段階は0.45、2段階は0.75、3段階は0.75となっておりますけども、今申し上げましたように平成29年度にはこの0.45のところは更に軽減されて0.3と0.75が0.50に3段階の0.75が0.7にということで、これがもし実施されますと、その時点で条例改正の提案をさせていただくことになるかと思っております。

○委員(宮内 博君)

今頂いたばかりの資料ですので、もう少しお聴きをしたいと思っておりますけれども、標準給付費と地域支援事業費の見込額についてでありますけれども、これは当然、平成24年から平成26年度までの伸率等を参考にして27年度から29年度までを試算をされたというふうに思うんですけれども、実際、どのように第5期分の伸びを参考にしたのかお示してください。

○長寿・障害福祉課主幹(住吉謙治君)

この計算方法は、厚生労働省からワークシートが全国の市町村に配布されまして、統一の基準に従って必要な事項を入力していきまると保険料が出てくると。市町村によってはそれぞれ独自の施策なんかもあるので、そういったものを除けば、統一的な試算式の下に出される計算式ということになっております。

○委員(宮内 博君)

第5期の推計と現在の平成26年度の分もほぼ確定をしてくるという時期に迫ってくるわけだけども第5期事業の中での実際に支払うことになった事業費とのかい離というのはそんなにないということでもいいわけですか。

○長寿・障害福祉課主幹(住吉謙治君)

この推計の方法なんですけれども、まず給付実績というのが当然あります。サービスの利用者数であるとか利用回数、給付費の24年度、25年度、26年度の実績見込みで整理をさせていただきます。そして、人口とか要介護認定者の推計というものを市全体推計でしてあります。そして施設とか居住サービスの見込量を推計して、在宅サービスの見込量の推計を行って保険料の推計という形で再出しているものでございます。

○委員(宮内 博君)

私が聞いているのは、ワークシートに基づいて推計をしたものが3年前に推計をした時も恐らく同じ方向でやったと思うんですよね、それが3年間、第5期の介護保険事業を転ばしてみても、その推計が実際の支払った金額とかい離してないかと、その辺の部分については修正の必要もなく、そのままワークシートを当て込んでいいのかという話ですよ。

○長寿・障害福祉課主幹(住吉謙治君)

第5期で推計したものと実際にはかい離があって、24年度の初年度から給付費に不足額が見込まれて、補正予算で対応したというようなこともあります。第6期に当たりまして、その辺のところも見込んで上乗せをしている部分も当然加味しているところでございます。

○委員(宮内 博君)

今回、299億9,803万9,000円という3年間の見込額を計上しているわけでありましてけれども、これは第5期と比べて約12%の増ではないかと思うんですけれども、それは前期の状況を踏まえて、割と現況に近いというふうになるわけですか。

○長寿・障害福祉課主幹(住吉謙治君)

そのとおりだと思います

○委員(宮内 博君)

前回の保険料の算定の時に、調整交付金の相当額の関係でありますけれど、先ほど9.25%が平成29年度には8.38%になるという予測だっていることであつたわけではありますが、前回は五つのパターンでこの部分は調整をしていたというふうになっているんですけれども、今回は3パターンですよ。そこら辺の事情についてちょっと説明してもらえませんか。

○長寿・介護G長(住吉謙治君)

前回のときの調整交付金は3年間一律で9.25%と見込んでおきまして、第6期でそれぞれの年度で変わってくるのではないかとというような推計をしているところです。

○委員(宮内 博君)

私が聴いているのは前回の保険料の算出のときに、第1号被保険者負担分相当額というところが、五つのパターンで説明していたでしょ。

○保健福祉部長(花堂 誠君)

御指摘のとおりでございまして、前期いわゆる第5期につきましては、介護保険料の算出というページで今、御指摘があつたように第1号被保険者負担分相当額というところにつきましては、プラス・マイナスの各項目の調整をしております、プラスが調整交付金相当額が幾らですよ、マイナスが幾らですよということ、それから保健福祉事業費が幾らで準備基金の取り崩しが幾ら、財政安定化基金の取り崩しが幾らというようなことで、区分の調整をしておりました。ただ、今回の計画に当たりまして資料の3ページにありますような真ん中あたりの第1号被保険者負担相当額の調整交付金調整額・保健福祉事業費・準備基金取崩額の三つの項目があります。これは今回の計画を策定するに当たりまして、プラス・マイナスではどうも分かりにくいということで、各項目プラス・マイナスをしたあとの調整額でまとめたほうがいいという内部の委員会の御指摘もありまして、こういうふうに変えたものでございまして、趣旨は前年と同じような考え方です。

○委員(宮内 博君)

ただ、前回と随分違うのではないかとこのように思いましたのが、保険料の収納必要額の関係の部分なんですけれども、前回、40億7,753万2,000円でしたよね。それで今回がそれを約16億円上回るような計画になっているものですから、56億237万6,000円ということになっていますよね。余りにも個々の隔たりが大きいと感じるものですから、そのところをお尋ねしているわけです。

○長寿・障害福祉課主幹(住吉謙治君)

調整交付金については、全国平均が標準給付費の5%というのは一緒です。それで今回その率で申しましたのが27年度で9.11、28年8.77、29年度で8.38と申しました。それでこの金額が保険料収納部分が増えた一番大きな原因は、やはりこの法定負担率が21%だったものが22%に上がっているというのは、かなり大きなウエイトを占めているのかなと思つているところです。

○委員(植山利博君)

確認だけさせていただきます。今回の第6期の事業計画ですけれども、今しっかりと説明を受けて、良い制度設計になっているなど感じました。評価をしたいと思います。そこでちょっと数字の確認をさせていただきます。冒頭の説明では基金取り崩しの5期が5億1,850万3,000円と言われたと思います。それで第6期が1億2,600万円程度と言われたと思うんですけども、3ページには基金取り崩しは1億5,400万円となっていますよね。ちょっとそこを確認をさせていただきます。あと、3ページの標準給付費が280億9,600万円程度ですよね。5期の数字をちょっとメモをしきれなかったものだから、29億円程度増えているということで、260億円ぐらいだったのかと思ったんですが、その数字の確認を2点だけ。

○長寿・障害福祉課主幹（住吉謙治君）

まず基金の関係で言いますと、平成23年度末の基金の残高ですが、7億2,818万3,000円でございます。第5期でこの計画では5億1,850万3,000円を取り崩そうという計画でございましたが、実質的には3年間で9億5,375万2,000円、計画よりも大幅に取り崩しをする結果になりました。第6期では3億3,777万3,000円が残高予定なんですけれども、第6期の計画で1億5,400万円取り崩そうという計画でございます。それから標準給付費の第5期の総額ですけれども、259億7,866万6,000円、差し引きで約29億2,800万円、これだけ伸びていたということでございます。

○委員長（時任英寛君）

質疑の途中でございますが、しばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 0時00分」

「再 開 午後 2時00分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。今、隼人老人給食センターを現地調査しました。現地でも社協の方から説明を受けたところでございます。委員の皆様にお諮りしましたら、議案第21号を先に済ませようということになりましたので、執行部におかれましては議案第7号が中途半端になっておりますが、議案第21号を先に進めさせていただきます。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

議案第21号の霧島市福祉給食センターの指定管理者の指定につきまして、所管する長寿・障害福祉課が御説明いたします。霧島市福祉給食センターは、霧島市牧園福祉給食センター、霧島市隼人老人給食センター及び霧島市福山老人給食センターの3施設の総称で、現在、社会福祉法人霧島市社会福祉協議会を指定管理者として指定しています。この施設は、高齢者等の安否確認や栄養状態の維持・改善を目的とした本市の配食サービス事業の拠点となっているところですが、牧園福祉給食センターは、建物の老朽化や保健所指導等諸々の事情により休止し、隼人老人給食センターに集約することになりました。このことにより、より効率的かつ効果的な施設の管理運営及び配食サービス事業の円滑な推進が図られるものと見込んでいるところです。このようなことから、引き続き、当該事業の委託先

である社会福祉法人霧島市社会福祉協議会を指定管理者として直接指定するものです。このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。なお、指定の期間については、これまでどおり3年間となっております。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（時任英寛君）

執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。

○委員（植山利博君）

この指定管理によって市の負担、いわゆる指定管理料を事業者にお支払する。それから使用される方々が給食費の負担をされる。そこを勘案して、まずはそのようなレベルになっていると理解をすればいいですか、御説明ください。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

まず、指定管理料についてはお支払いしておりません。施設の大規模な費用等が掛かる場合は市のほうで修繕等を行うということにしておりまして、それで配食サービス等につきましては市の委託で行っているものと社会福祉協議会が独自でやっているものと二通りございまして、私どもの委託の分は610円という計算の中で先ほども出ましたけれども、第1段階の方が210円、第2段階の方が240円、第3段階の方は340円、課税のある方々の世帯が610円ということになって、その形で運営しております。

○委員（植山利博君）

利用料・使用料という考え方があるわけで、この給食を受けている方々はそれぞれの所得階級によって負担が違うわけですがけれども、これは指定管理の事業者に入っているという考え方でいいわけですかね。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

そのとおりでございます。

○委員（植山利博君）

それで指定管理料は支払っていないわけですから、施設の大規模な改修なり、不具合が生じたときのもの是对応されるわけですがけれども、その観点からこの事業そのものを民営化したらどうかという議論はないものですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

いろんな配食サービス等の関係だと思っておりますけれども、事業は分かれておりまして、障害者用の配食をするサービスと高齢者等のサービスとございまして、社会福祉協議会自体も職員数やいろんなことを勘案すると赤字になっているということもお聴きしておりまして、5年ほど前から改善をという話と民間委託はどうかという検討をした経緯はございます。ただ、民間のほうが温かいご飯ではなくて冷凍食品というところもありまして、そこは検討して、今までどおり社会福祉協議会にお願いをするという形をとっております。

○委員（植山利博君）

所得階級によって1段階から4段階まであって、610円というのが一番高い金額なんですけれども、配食サービス、その賄代から全てを含めて610円が一食にかかるコストだという理解でよろしいですか。そんなふうに理解すればよろしいですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

ここはややこしいのですが、簡単な見積りということでは調理等に掛かる費用を520円で、配達・見守り等に係る経費を90円としているところでございます。

○委員（植山利博君）

そうしますとその1段階、2段階、3段階の方は利用者からはこの金額しか頂いていないわけですから、社会福祉協議会としてはその部分は最近赤字だということだというお話があったわけですが、ここの差額はという理解をすればいいですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

市のほうで補助金として不足分はお支払しております。ただし未納になった場合については、そこはできていないです。

○長寿・障害福祉課主幹（住吉謙治君）

課長の発言の中で1か所だけ訂正をさせていただきたいところがありました。障害者に対する配食と高齢者に対する配食と利用者の負担金の取り扱いが異なっています。障害者の場合は社協の方で徴収を、業者負担は社協の持ち物になります。その610円との差額分を市が補助金としてお支払いをしているのですが、高齢者の配食サービスについては利用料は全て市のほうに入ってくるという形で、610円に委託をしているというのが違いとなっております。

○委員（宮内 博君）

ここで参考資料の中で平成25年度事業実績として、受託送金額1億1,450万6,000円と書いてありますよね。先ほどの話では指定管理料という形では払っていないと。委託料という形だということであつたのですが、この金額1億1,450万6,000円というのは10施設のものだということでありまして、この中で老人給食センター、隼人の分ですね。それから福山の分、それぞれどういうふうになっていますか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

お尋ねのところは指定議案の説明資料の大きな3の指定管理者の概要の③ということでしょうか、この実績につきましては社会福祉協議会の指定管理者の概要なので、社協として受託した総額、いろんな受託事業の総額でございます。先ほど給食センターについては指定管理委託料を払っていないということでしたけれども、例えば隼人の場合は、隼人総合福祉センターという性格もあります。その部分は指定管理料を払っておりますので、そういったものを含めた10施設の受託経費がこの総額になるということでございます。ですから給食センター単体としての指定管理委託料はないということで御理解いただきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

それで、もう一つお尋ねしたいのは現地でお話をお聴きしたのだけれども、最大配食できる数が182食ということで説明を受けたのですね。とにかく食器を並べてそこに置くことができる数が限界だということが説明でありました。現在の配食状況を見ますと、日曜日の夕方が一番多くて165食だということなんですけれども、これまで申し込みがあっても受け入れる能力がなくて断ったケースは一回もないということではありましたが、今後182食を超える可能性があるとおっしゃっていたわけですね。当然高齢化が進行していく中でありますので、これらのことも含めて将来計画を作っていくかといけないと思うのですけれども、その辺どんなふうに考えていらっしゃるのかお示してください。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

先ほどの182食という数字につきましては、テーブルに置いてするときの数でございますが、調理能力は250食ほどございますので、今後牧園の分も作っていくということになりますけれども、配膳を時間差を設けて、まず第一便の分を配膳しましたら調理はできていますので、その後時間差でまた並び替えてということで対応できる状況でございます。

○委員（宮内 博君）

そうするとあと必要な器材については250食分は今のところすぐにでも対応ができるという状況にはあると、あと配膳の時間的な工夫をするということで解消ができればということで理解していいですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

当然器材についても揃っているのですけれども、洗浄や乾燥にかけたりする分で一挙にできない関係で分けてしていただくということは発生しますけれども、大体できる状態です。

○委員長（時任英寛君）

少し確認をさせてください。先ほどの説明で牧園の給食センターについては休止をし、隼人の施設へ入れられるわけですけれども、今、宮内委員から日曜日の夕方125食とありましたけれども、牧園が入ってどのくらいになるのですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今回の牧園福祉給食センターの休止につきまして社協とは協議を重ねておりまして、その中で一番配食の多い日が日曜日の夜ということで、牧園を合わせて230食となるということで、250食よりも小さい数字で受け入れる能力はあるということでお伺いしております。

○委員（宮内 博君）

いずれにしても限界が近づいているということには相違ないと思うのですよね。当然今後のことも計画を考えていけない段階には来ているのかなと思いますが、それについてはどうですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今回の牧園給食センターの休止につきましては、先ほども口述にありましたように保健所からの指摘等もありました。老朽化、築20年くらいなっているということで、できないということでした。今度は福山にまだあるのですけれども、福山の施設が例えば老朽化した場合にそういったことも考え合

わせると隼人の今の施設のままで、ちょっと能力的には不足することになります。従いましてそういったことも考慮しまして、今後は社会福祉協議会ともそういった方面で施設のことやら打ち合わせていかないといけないと思っております。ただ先ほどもありましたように社会福祉協議会で一手にできるかという問題もありますので、5年ほど前から改善提案も市のほうから差し上げておりますので、それを含めて検討させていただきたいと思っております。

○委員（中村満雄君）

先ほど社会福祉協議会は赤字だと、そして赤字を補填しているということでしたが、具体的な金額は幾らですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

正確にこの事業だけでというのは難しいですけれども、800万円ほど赤字があったと。今年度はまだ出ておりませんが、それは社会福祉協議会の運営の中で補填しているということです。

○委員（中村満雄君）

800万円ということは毎年800万円なのですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

一時期、配食のサービスの量が減っておりまして、金額的にはさほどなかったのですけれども、少ないときは400万円、ここ七、八年の中では400万円くらいから今の800万円に近い数字で、24年度に800万円くらいになったのですけれども、最近持ち直しておりまして、年々赤字が確実に増えているというわけではございません。

○委員（植山利博君）

配食数が年々減ってきているということは傾向として間違いないですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

私どもが提供しているサービスは会議にかけた上で認定して、この方は必要だという方と障害者の方へということとしておりますけれども、社会福祉協議会が独自に、網にかかれない希望される方を別途されております。高齢者の人口増に比べたら全然増えていない状況です。

○委員（植山利博君）

先ほどから私が何を言いたいかという、例えば配食事業そのもので、赤字が出るということは610円の積算を見直すべきではないかというのが1点、おかしいのではないかということ。もうちょっと680円とか700円とかという形に見直すほうが合理性があるのではないかということが1点。逆に言うと210円でされている方が何名で、それぞれこの4段階で食されている方の数をお示してください。

○長寿・介護グループ主任主事（金丸哲朗君）

平成25年の数字なんですけれども、配食サービスの活用事業ということで、高齢者向けの配食活用事業ですけれども、第1段階210円の食数は1万7,028食、人数としては500人です。第2段階240円の食数は6万671食、人数として1,911人です。第3段階の食数が3万4,045食で、人数としては1,057人、第4段階610円の食数が6,323食、人数としては195人になります。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

先ほどの金額の積算についてですけれども、ワタミという所もやっているのですけれども、コンビニでも最近食事提供が500円を切る物が出ておりまして、その部分については社会福祉協議会が赤字だからというよりも改善努力していただければ、まだ安くできるはずだということも考えておりまして、値段を上げていくのはどうかと考えております。

○委員（植山利博君）

僕もまったく同じように考えているのですよ。民間で500円を切るような弁当がいっぱいあるのに、この事業を民間委託じゃなくて、民営化すべきことも議論しなければいけないんじゃないのと。そして今の1段階から4段階の利用実績を見ても340円までの方は多いけれども、610円の方は少ないわけですよ。だからそこら辺も含めて老人給食の在り方そのものを見直す時期にきているのではないですかと言いわいわけですよ。ではこの4段階までで、610円との差額を市が補助していますよね。その総額はどのようになっていますか。そこが一番根幹ですよ。最初から言っているのは、この事業そのものを福祉サービスとして提供する部分と違う部分がいくらかあるんじゃないのと。その辺はきちっと精査した上で福祉政策としての取組をするべきだと。この610円のところは、今本当に民間が450円とか380円とかいっぱいあるわけですよ。そこらへんはきちっと仕分けをするときに来ているのではないかということ言いたいわけです。答弁は要りません。

○委員（宮内 博君）

確か介護保険の地域密着型事業で3%枠のところで行われているものだというふうに思うのですけれども、まずその確認をお願いします。

○長寿・障害福祉課主幹（住吉謙治君）

霧島市の場合は今、地域密着型事業と言いましたが、地域支援事業のことですよ。地域支援事業ではしておりません。先ほど保険料の関係でもあったのですけれども、保険福祉事業として保険料を財源に運用している事業ということになります。

○委員（宮内 博君）

呼び方は地域密着型事業ではないという話ですけれども、介護保険特別会計の中からこの財源を充てているということですよ。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

今グループ長が説明したとおり、当然、介護保険特別委員会のほうで見る分ともう一つ一般財源で先ほど障がい者のことも言いましたけれども、分かれているもの等ございますけれども、介護保険特別会計のほうで見ている分も財源事態を介護保険料からまわしているわけではないです。

○委員（宮内 博君）

確かこの段階ごとの料金というのも介護保険の事業の中で議論をされた経過があったかと思うのですけれども、そののところはどうですか。

○長寿・障害福祉課主幹（住吉謙治君）

この利用料金の設定につきましては特別養護老人ホームとかそういった所に入っていられる方の食費とか居住費の負担限度額の率に合わせてこの金額を設定したということになっております。

○委員（宮内 博君）

記憶違いもあるかもしれないけれども、合併前は隼人町では1食250円で老人給食を提供していたわけですが、合併のときの一番の大きな議論もこの老人給食の継続ができるかどうかというところでもあったのですけれど、その後こういう段階ごとの料金が設定をされて現在に至っているというふうに思っているのですけれども、それで先ほど課長のほうから四つの料金設定でやっている配食サービスについては、610円を基本にしてやっているということなんですけれども、そのほかに社会福祉協議会独自事業として配食サービスもやっているということですが、それはどこで作って、どういう体制で配布をしているのですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

給食センターでやっております。

○委員（宮内 博君）

例えば同じ隼人老人給食センターで作っているということですか。

〔「はい」と言う声あり〕

であれば、先ほどあった250食の調理能力があるということでしたが、その中に、165食プラス社会福祉協議会独自でやっているのが、また更に加わっているということになるのですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

社会福祉協議会にお答えしていただきましたので、社会福祉協議会が作っているキャパの数字をおっしゃいましたので、社会福祉協議会が独自出している部分も含んでの185食という数字です。

○委員（宮内 博君）

その部分については執行部のほうでは把握はされていないのですか。先ほど第1段階から第4段階までの食数を全部紹介いただきましたよね。それで実績の資料を頂いているわけで、ここをちょっと比較できませんけれども、その辺が分かっていたら御紹介いただけますか。

○長寿・障害福祉課主幹（住吉謙治君）

今配食を利用されている方のそれぞれの地区別でいきますと、国分地区だと老人給食が124人です。障がい者が14人、自主事業でしている部分が43人利用されていますので、国分地区で合わせて181人です。溝辺地区が高齢者が5人、障がい者が2人、自主事業が5人、併せて12人の利用です。横川地区が高齢者が25人、障がい者が1人、自主事業が13人、併せて39人の利用です。それから牧園が高齢者が40人、障がい者ゼロ、自主事業が12人、併せて52人、それから霧島地区が高齢者が30人、障がい者が5人、自主事業が4人、併せて39人です。隼人地区が高齢者が70人、障がい者が13人、自主事業が44人、併せて127人、福山地区が高齢者が25人、障がい者が2人、自主事業が11人、併せて38人、合計で言いますと高齢者が319人、障がい者が37人、自主事業が132人、合わせて488人の方が社会福祉協議会の配食サービスを使われているということでございます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

確認ですが、市が各老人給食センターで作っている分と国分地区は日曜日を除いて政典会で作っているということは御理解いただければと思います。

○委員（宮内 博君）

先ほど社会福祉協議会のほうで数字的なものについては、紹介を頂いているのですけれども、私にその時には認識がなかったのですけれども、社会福祉協議会の自主事業でやっているものもこの中に含まれているという認識がなくて、先ほど説明を受けた段階でそういうことを認識したのですけれども、それで付き合わせていかないと、実際に段階ごとに設定している分で配食している数と実績で配食している数が分からないものですから、お尋ねをしたのですけれども。先ほどそれぞれ読み上げていただきましたが、できれば後で数字的なものですので、表とかそういうものがあれば、今後の参考にできると思うのですけれども。そのところはちょっとお願いできませんでしょうか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

お尋ねの確認ですが、配食活用事業の方々に所得段階ごとの人数・食数ということで解釈してよろしいですか。活用のいわゆる介護保険でやっている事業の所得階層段階ごとの数字ということでよろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員（宮本明彦君）

先ほど食費の料金で、210円、240円、高齢者分は市にお金が入る。それは雑入に入るということでよろしいですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

そのとおりでございます。

○委員（宮本明彦君）

そしたら今度は歳出のほうほどの事業から出していると考えたらよろしいですか。

○長寿・障害福祉課主幹（住吉謙治君）

歳出のほうは介護保険特別会計の中に保健福祉事業というのが設けられていますけれども、そちらからの支出ということになります。

○委員長（時任英寛君）

委員長から確認をさせていただきます。先ほどこれは今後の課題ということで植山委員から民営化ということがありました。介護保険との絡みでその辺りの制度的なもの問題はないのかという、保健福祉事業で行っているわけですが、それと条件を付してこの給食を行うわけですね、誰でもかれでも申し込みがあってというわけではないわけですので、その辺りを民営化することとの整合性というのも当然議論されたと思うのですけれども、あくまでも介護保険の中での保健福祉事業と単なる高齢者福祉サービスとしての事業ということではないんですね。今後ともそのような形で続けていかれる予定であるのですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

こういった業務について民間の持っているノウハウを生かして、効率化等を勘案して民間でできるものは民間へというのが市の集中改革プラン、行政改革の主旨でございますが、そういった議論はすることはしますが、価格構成でも先ほど説明しましたとおり、見守りという部分もあります。それは福祉政策的な意味合いもございます。民間の場合は冷凍食品をポンと置いてそのまま温めてということも聞いておりますので、やはりそういった見守り活動という意味では高齢者の孤独死を防いだりという事例もありますので、そういった形で続けていかなければならないという部分もございます。しかし、ほかの委託事業につきましてもやはり民間のいろんな社会福祉法人等の参入とかもありまして、社会福祉協議会の事業自体も減っているということもございますので、総合的にそれらは議論しておきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

法のくくりの中でのやらなければならないことはしっかりとやりながら、例えば保育園であっても公の担うべき役割はしっかりと担いながらこれは国が措置して、子供達の保育料も一定の補助は入れるわけですから、やはりそういう形で福祉政策の在り方ももちろん法の中での福祉政策をきちっと入れるのは入れながら民営化がどこまでできるのか、そういう議論も今後は必要ではないかという主旨で申し上げているのであって、何でも間でも民営に投げてしまえばいいという主旨ではありませんので、そのところは誤解のないようにしてください。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

委員御指摘のとおり私の答弁もその主旨でお答えしたつもりでございます。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようでございます。以上を持って議案第21号の質疑を終わります。引き続き先ほど途中になっておりました議案第7号の質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

先ほどの関係でもう少しお尋ねをしたいと思っておりますけれども、今回第1号負担相当額分を65億9,956万9,000円ということで出していますよね。それは見込み額の22%ということで出しているわけですが、1%この分が上がりましたので、約3億円増えてくるということになるのですけれど、そうした中で保険料の必要額というのが示されておりまして、56億237万6,000円となっていますよね。それで説明資料4ページのところに段階ごとの所得階層部分が9段階で示されているわけですが、3年間の人数を計算すると9万6,550人ということになるようなのですが、3ページのところの保険料収納必要額の部分を見ますと8万5,921人ということで、98.8%を掛けて数字が出されているわけです。ここはどんなふうになるのですか。

○長寿・障害福祉課主幹（住吉謙治君）

今言われたように確かにこれを全部足すとそれくらいの人数になると思っておりますけれども、これは標準の月額を出さなければならないので、それをこの所得段階別の加入割合の補正後被保険者数と書いてありますけれども、この人たちを1段階から9段階までの人たちを仮にみんなが5,500円という基準のところに位置するとすれば全員で何人に換算しますよというのがこの8万5,921人の根拠でございます。

○委員（宮内 博君）

これは何か指標があるのですか。実際に3年間で第1号被保険者となりうる人数については先ほど私が申し上げた数字ということになるのだけれども、これを単純にそのまま収納率のところにに入れていくと88.99%ということになるのですよ、実際は98%ということなので、出しているものですから、そのところを言っているのですが、何か国が示した基準というのがあるって、そんなふうにするのですか。

○長寿・障害福祉課主幹（住吉謙治君）

この予定保険料収納率と今言われた被保険者の数というのは別物なんです。この収納率というのは保険料を納めるときに特別徴収で納める人、いわゆる年金天引きの人は徴収率100%なんですけれども、普通徴収の人はちょっとこれよりも率が下がるので総合的にいくと保険料の収納率が98.8%で換算しますよということです。

○委員（宮内 博君）

先ほどの回答では5,500円という数字が先にあって、この保険料の収納必要額を割ると、この数字になるということでしたので、だったら最初から保険料が決まっているんじゃないのということになるからそのところを説明してくださいということです。

○長寿・障害福祉課主幹（住吉謙治君）

結局第1段階の人たちは保険料が半額になったりとか、そして9段階の人たちは1.7倍になったりとかするわけですよ。なので、これを計算していくと第5段階にみんながなるように揃えると、この被保険者の数になるということなんです。これはお決まり事なんですけれども。

○委員（宮内 博君）

だから、私が言ったように5,500円というのがあるって、逆算すればこの数字になるよということなんでしょ。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

4ページの下の方の各年度の人数を足すと9万6,550人ですよ。ただ3ページのこの下から2番目の保険料収納必要額を出すための所得段階別加入割合補正後被保険者数は8万5,921人になっているということですよ。これについてはやはり4ページの実数で割ると個々人の保険料は安くなるわけですよ。ということなので、過重平均、いわゆる9万6,550人の方々が第5段階にいるという過重平均をした場合にこの8万5,921人になると、これは全て国で統一された計算方式だということです。

○委員（植山利博君）

私は先ほどもなかなかいい制度設計だなと、つくづく思っています。そこでちょっとお尋ねします

けれども、この保険料の調整率というのは国が示したもののそのままなのか、自治体で裁量権があるものなのか、少し教えてください。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

調整率につきましては国で示したものでございまして、先ほどもありましたように軽減を図る部分について消費税の関係で先送りされたように、またそういう所が調整率と変わってくるときはまた変えるということになります。

○委員（植山利博君）

それはよく分かるわけです。いわゆる税と社会保障の一体改革で先送りをされたから、今度ここに出ている29年度は例えば第1段階だったら0.3%になりますよというふうに将来的には10%になったことを想定して財源をここに入れるということなんだけど、これは国が示しているわけですけども、これを例えば各自治体で保険料が違うということなんでしょうけれども、調整率を幾らかいじる自治体の裁量権があるのか・ないのか教えてください。

○長寿・障害福祉課主幹（住吉謙治君）

実は保険料の調整率の第1段階から第4段階までもともとこれは1.0より小さいので軽減されているわけですよ。そして第6段階から第9段階までについては増加しているわけですよ、それを全国ベースで均衡となるように設定をされています。これまで霧島市の場合は特例の3段階とか、特例の4段階というのを設けておりますけれども、これは全国的な傾向でございまして、それを国としては標準化しましょうということで9段階に変えた経緯があります。それで、もう少しこの調整率というものを自治体に合わせてできないかとなると結局トータルでいったときに低いところを手厚くすると今度は9段階以上をつくるとか、そういったことは可能でございます。

○委員（植山利博君）

ということは調整率を若干いじることは可能だという理解でいいですか。例えば今おっしゃったように今回であれば1段階が0.45ですよ、0.45だけれども霧島市は0.4にしますよとか、0.43にしますよとか、だけ10段階をつくって10段階のところは1.75にしますよというようなことが可能だという理解でいいですか。

○長寿・障害福祉課主幹（住吉謙治君）

そのことについては、国のほうからQ&Aで示されている部分ではあるんです。例えば国としてはこの段階の設定で応分の負担を求めているのに、それを違った形で市の独自で求めてしまうと、公平性の観点からいくとちょっと適当ではないのではないかなというように通知もきているところで、なかなかその辺を細分化するのは厳しいのではないかなと思います。

○委員（植山利博君）

さっきの答弁ではそれも可能だというような答弁だったですよ。

○長寿・障害福祉課主幹（住吉謙治君）

先ほど言ったのは0.45を0.4にするのはできません。ただ、今の9段階よりも上のランクをつくる

ことはできるということです。

○委員（植山利博君）

ということは今ここに示されている調整率というのは最低限の調整率ですよと。これよりも大きくなるほうには裁量権がありますよという理解でいいですか。

○長寿・障害福祉課主幹（住吉謙治君）

そのとおりでございます。

○委員（宮内 博君）

今回基金の5月末残高を3億3,777万円ということで見込んでおりますよね。それで6期の計画で取り崩す額を1億5,400万円としているわけです。以前からこのことについては問題提起をしている部分でもあるのですが、第4期の介護保険の計画をつくる時に厚生労働省が2008年ですけれど、介護給付準備基金の取扱いについて各保険者において最低限必要と認める額を除いて基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものであるという通達をいたしている背景があります。それで、そのことからすると積立として残す額が取り崩し額よりも大きいということに今回なっているわけですよね。そこら辺は2008年当時に出されたそういう厚生労働省からの通達等に変更があるのか、またこの議論の中でどういうふうにもその辺を協議したのか。その辺を紹介してください。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

議員のおっしゃったとおりそのものは生きておりまして、当然基金を使ってやっていくことが本来の姿でございますけれども、ただし、基金をかなり取り崩してしまうと運営上そのときにそれを使うことができませんので、若干分残しているという状況でございます。

○委員（宮内 博君）

この通達にはその後があつていわゆる介護保険に加入されている第1号被保険者というのは65歳以上の方たちを対象にしていると。その3年間という期間にお亡くなりになる方も当然いらっしゃるということを背景にしてできるだけ負担を抑制するべきだというのはそういうところにもあつたわけですが、少なくともこの通達が生きてるのであれば、もう少し負担抑制のための取組があつていいのかなど。基金残高をもう少し抑制したらというふうに私は考えるのですが、いわゆる繰入額よりも残高を多く残したということについてはどういう議論があつたのですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

かなり多く残したというよりも、全体的に試算の段階で3億円ほどあるとしまして、1億5,000万円の半分を使ってという形をとりました。最終的に確定値は議員のおっしゃったとおりで増えるのですけれども、その段階で目減りをしている段階、それと前回で基金を取り崩しましてやってきました。これは霧島市がほかよりも結構安くて済んでいたところはそこにもございますけれども、当初七、八億円あったものをかなり落としてきたものですから、もう3億円全部というわけにはいかないのです。そこはそのような見解で出させていただきました。

○委員（宮内 博君）

ただ、全体としては例えば特別養護老人ホーム等に対する費用については2.27%の削減であったり、第1号被保険者の負担割合が21%から22%になるとか。当然その辺のことも配慮した上でつくったんだろうと思うのですけれども、今の課長の回答では3億円の半分ということで議論が到達したという話ですね。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

結論ではございませんけれども、今議員のおっしゃったとおり、いろんなことを計算していく中で、実際1億で100円程度ということになるのですけれども、そこは一応当初いろんなバージョンを設定しまして、1億円、2億円、3億円その辺は計算した結果そういうことになったということです。

○委員（植山利博君）

私は、これまでの基金の運用の在り方、これも評価をしております。これまで基金の運用の在り方があったからこそ、この第6期の料金設定が本当に評価をするような制度設計になっていたということも評価をしているところです。それと、例えば第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合も見直しをなされていますけれども、これも実態に合わせた、現在求められている負担の見直しだろうと。そのことも基金の取扱い、運用の仕方についてもやはり適切な運用の仕方、過去にもあったし、今回もそうだなという気がいたしておりますので、その点についてもこれは、評価をしておきたいというふうに思います。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上をもちまして議案第7号の質疑を終わります。続きまして議案第11号及び第12号一括して議題といたします。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

議案第11号「霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」及び議案第12号「霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正」につきまして、御説明申し上げます。今回の改正は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部改正に伴い、それぞれ条例の一部を改正するものです。主な改正内容は、指定小規模多機能型居宅介護事業所並びに指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員や指定認知症対応型共同生活介護事業所並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数に係る基準を変更するものです。なお、施行期日は平成27年4月1日となっております。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○長寿・障害福祉課主幹（住吉謙治君）

お手元に資料をお出ししているのですが、これにつきまして若干説明させていただきます。この主旨を言いますと、この地域密着型のこの条例については平成 25 年 4 月 1 日に施行しているのですけれども、今回改正になったということで、この 1 ページの (2) のところを見ていただきますと、どんな対象サービスがあるかということで、霧島市の場合は地域密着型の事業所というのがこれだけあるわけなんですけれども、この小規模多機能ホームは 19 か所ございます。認知症対応型共同生活介護は認知症高齢者のグループホームのことですけれども、これが 24 か所、認知症対応方通所介護、認知症のデイサービスですね、これが 10 か所、それと地域密着型介護老人福祉施設、入居者生活介護と書いてありますけれども、これは地域密着型の特別養護老人ホームのことです。つまり定員が 29 人以下の特別養護老人ホームということで、これが 2 か所ですけれども、3 月 20 日に国分中央病院が経営しているものがもう 1 か所完成します。5 月にオープンですので、5 月になるとこれが 3 か所になるということです。そして小機後多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護、それと認知症対応型通所介護は介護予防の基準条例のほうにも影響するという意味でございます。1 ページの下にあるものがこの二つの基準が改正になりましたと。この改正に基づいて条例を改正したということでございます。2 ページは、今霧島市にあるもののみを説明させていただきたいと思います。まず小規模多機能型居宅介護ですね。介護予防の条例に関することだというものです。この小規模多機能型居宅介護というのは皆さん御存じのように地域包括ケアの要と言われておりまして、在宅高齢者の 24 時間 365 日をサポートするサービスとなっておりますけれども、①にあります、29 人以下とするとありますが、現行は 25 人です。登録定員が 25 人から 29 人に増えるという意味です。通いのサービスについては 18 人以下とすることを可能とすると書いてありますけれども、現在は 15 人以下となっておりますので、15 人以下が 18 人以下ということで利用者が増えると。宿泊のサービスについては今 9 人までとなっているのですけれども、現行のとおりとするととなっておりますので、9 人のままということです。それから二つ目に運営推進会議とか外部評価という文言が出てきますけれども、この運営推進会議というのが地域密着型の制度が始まりまして、2 か月に一回開催するということになっております。このメンバーとしては地域の民生委員や地域の包括ケアの職員が入ってまいりますけれども、提供しているサービスを明らかにすることで、地域に開かれたサービスを確保できるというような主旨でやっているのですけれども、要約するとこの運営推進会議と外部評価があるのだけれども、この運営推進会議の中で事業所が自己評価をして、運営推進会議のほうに報告をすればそれで足りるのではないか、つまり外部評価は要らないというような形になったということです。この外部評価を年に 2 回していたのですけれども、事業所のほうでも 1 回当たり 10 万円くらいの経費がかかっていたというのを聞いておりましたけれども、その外部評価自体が不要になりましたということが書かれております。それから小規模多機能の看護職員の兼務をするところが、これまでは併設する施設事業所というのが、例えばグループホームだったり地域密着型の特別養護老人ホームだったり、介護療養型の施設だったりするので、これに加えて広域型の特別養護老人ホームですね、一般的に言われる特養とか老健のほうにも兼務が可能になりましたということです。看護職員の兼務が広がったということが

改正の内容です。それから3ページでいきますと、認知症対応型共同生活介護、認知症高齢者のグループホームの関係ですね。これも介護予防の基準条例のほうにも関することですが、これは認知症グループホームの場合は事業所が1ユニット、または2ユニット、1ユニット9人なので、18人ですよ。2ユニットまでしかつくれなかったのですけれども、それが3ユニットまでというのが明確化されたということです。それから認知症対応型の通所介護、これも介護予防を含むということで、認知症高齢者のデイサービスのことですけれども、①のところを見ると共用型認知症対応型通所介護の利用定員についてという共用型という注釈がついているのですけれども、これは認知症のデイサービスの方々が別な施設のグループホームの居間とか食堂と一緒にデイサービスを受けられるというのをこれまで一日3人となっていたのですけれども、これが1ユニット3人以下となったので、事業所として3人までだったのですけれども、2ユニットだったら6人まで介護ができますよというふうに変更されたということです。それから4ページの上に②認知症対応型通所介護というのがありますけれども、これは認知症対応型通所介護なので、日中のサービスしか基本的にはしないわけですね。今一般のデイサービスなんかでも結構社会問題されておまして、夜は介護保険外になってしまうので、介護保険外のサービスのために自主事業という形でされていて、資格のない職員が介護をしたりとか、施設内で高齢者の虐待をすることとかそういったものが今社会問題になっておりますけれども、宿泊サービスを実施する事業所については市のほうに届出をするようになると、そして事故があった場合には事後報告をしていただく仕組みなるということが改正になったということでございます。それから最後に地域密着型の介護老人福祉施設入所者生活介護につきましては、これは注釈としてサテライトという表現が付いておりますけれども、サテライトというのは本体と別の場所にある施設ということですね。同じ方針に従ってやれる施設です。なので、このサテライト型としての本体施設として認められる対象でありますけれども、そうなるとそのサテライト型のほうが結構緩和されます。本体施設の中のサテライトになるるので、医師とか栄養士とか機能訓練指導師とかを置かなくてもいいというメリットがあります。これが今までは特養だったり、老健だったり、病院だったりということだったのですけれどもこれに地域密着型の特養も本体施設として認められる対象になりましたということです。

○委員長(時任英寛君)

執行部の補足説明まで終わりました。質疑はありませんか。

○委員(宮内 博君)

かなり内容が複雑で、専門家でないと理解できない部分というののかなり多いわけですが、中には、例えば複合型サービスと言われていたところが、看護小規模多機能型居宅介護に改められているわけですが、説明によると、サービスの内容がよりイメージしやすい名称にしたということで紹介がされているんですけど、今回の改定によって、利用者の負担等が伴うものというのはいないかどうか、その辺をお示してください。

○長寿・障害福祉課主幹(住吉謙治君)

今回の改正によって、利用者の負担が上がるかどうかというのは、介護報酬の改定によっての利用者負担が変わることはあっても、特別にそのことによって特別な負担が増えるということはありません。

○委員(植山利博君)

大きな流れとして、施設の宿泊型の介護から在宅介護へという訪問サービスであったりデイサービスであったりというような形へ流れつつあるのかなというイメージを持っているわけですがけれども、先ほど夜間のサービスですね、なかなか進まないということでしたけれども、独居で、在宅で、昼間はデイサービスを1週間に何回か受けて、訪問介護を受けながら介護をする、しかし、やはり24時間、やはり在宅で独居でとなると非常に厳しい環境があるのかなというふうに今思うわけですがけれども、今後、やはり在宅へ在宅へという流れは、やはり変わらない、そうなれば、夜間の介護というか、サービス、これがもっともっと充実される必要があるだろうと思うんですが、今後の展望についてその辺はどんな見解をお持ちですか。

○長寿・障害福祉課主幹(住吉謙治君)

おっしゃるとおり、在宅のほうに移行しているというのは、政策的な問題も抱えておりますけども、方向性としては変わっておりません。それで、霧島市が進めているこの小規模多機能型の居宅介護というのが、訪問も入ってますよね。これは24時間365日というのがあります。それで、今回の介護報酬の改定において、小規模多機能だからといって訪問がちょっと弱い部分がやはりあったんです。なので、今回、訪問することについての加算が取れるようになったので、もうちょっとこの手厚くなるだろうというふうに思いますし、小規模多機能型の居宅介護の運営推進会議に出ますと、要介護1とか2という方が圧倒的に多いというような実情もございます。

○委員(植山利博君)

今回の法の改正で施設入所は原則要介護度3から以上というふうになって、なかなか今まで1、2でいた方々もあったですがけれども、原則はもうなくなったということだろうと思うんですが、そうなった場合に、今おっしゃるように小規模多機能であっても、訪問介護が充実していかないと夜の6時、7時から明け方の6時7時までの12時間の排便であったりとか火の元であったりとか、例えば子供たちも市内には進んでいるんだけれども、家の状況とかなんとかで同居が難しい。どうしても介護度が1とか2の方々が独居でいらっしゃって厳しいという状況があるので、十分、やはり訪問介護を、介護保険の全体の伸びを抑えるためには、やはり施設介護から在宅介護へという流れがやむを得ないんでしょうけれども、やはり訪問介護の充実、特に夜間の介護の充実というのが今後は更に求められていくんだろうと思いますので、いろいろ制度設計が変わっていく状況に合わせて、財源的なものを含めて、それに対応すべく状況変わっていく中でその辺の配慮は十分すべきだろうというふうに思いますので、今後の十分な取組を求めておきたいと思います。

○委員(徳田修和君)

確認させてほしいんですが、認知症対応型通所介護、10事業所あるということですがこの

10 事業所がすべて宿泊サービスを行っているかと理解してよろしいですか。

○住吉主幹

10 事業所のうち、1 か所、宿泊を伴うことをしているということでございます。

○委員(植山利博君)

そういう観点から、今説明でありました1 ページの改正内容対象サービスのところで、定期巡回随時対応型訪問介護はゼロですよ。霧島市にはないわけでしょ、だから、やはりこういうところを政策的にというか、そういうものの設置というか、そういう事業者の育成になり支援が必要なのかなと、1 番やはり難しい、手間暇かかるというか人の手当てにしても厳しいところかなと思うんで、その辺の今後の展望はどうですか。

○長寿・障害福祉課主幹(住吉謙治君)

この点につきましては、第5期のときもそうだったんですけども、24時間の在宅高齢者をどうしていくというのは委員会を立ち上げて、この定期巡回随時対応型の訪問介護看護っていうのを導入することについて、第5期では計画していたんです。いろんな方々が、医師から専門の方々に答申を頂いたんですけども、やはりそういった新しいサービスを導入するのじゃなくって、既存のサービスを使って、それをちょっと付加価値を付けるような取組をしたらいいんじゃないかというような答申の内容でございまして、それに従って、小規模多機能型の居宅介護のほうで何とかできないかということで今進めているということでございます。

○委員(植山利博君)

だから厳しいと思うんですよ。こういう今あるのをもうちょっと充実させてそこで対応すればいいという話ではあるんですけども、やはり在宅訪問介護を充実していくためにはこういう制度なり、取組が今後ますます求められていくのではないかなと私は思うんですけども、市として積極的にこういう事業者なり育成・支援するような考え方ないですか。

○長寿・障害福祉課主幹(住吉謙治君)

今のところ持っていないんです。というのが、この定期巡回をしている実際の事業所の方をお呼びして委員会の中でも話を聞いたんですけども、昼間の対応をしっかりとしていると夜の対応というのはほとんど呼び出しがないというようなこともございましたので、あまり導入はされない方がいいんじゃないですかというようなアドバイスを受けたことがございます。

○委員長(時任英寛君)

ちょっと確認をさせてください。今回、改正内容のところでは先ほど補足説明がございました地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模地域密着型の特養、これは点数が増えたんですけども、第6期の介護保険事業計画の中では施設整備は入っていないわけですから、この確認をさせてください。ということは、条例は、ここは幅を広げたけれども、介護保険事業計画の中では考えてないと、このように理解してよろしいでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹(住吉謙治君)

ここで定数が増える・増えないというのは事業所の判断で増えたりするわけですが、それが介護保険事業計画ではその分を加味しておりますので、問題ないと思っております。

○委員(植山利博君)

今回の条例改正で、今までうたっていた複合型サービスというのが看護小規模多機能型居宅介護という形で変わるわけですので、この1ページの1番下の複合型サービスは現在もゼロですが、今後もこれはゼロだと、なくなるんだということによろしいんですね。

○長寿・障害福祉課主幹(住吉謙治君)

この複合型サービスについては先ほどありましたように名称が変わりますが、第6期の計画の中では、このサービスを導入する計画はないということでございます。

○委員長(時任英寛君)

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時29分」

「再開 午後 3時40分」

○委員長(時任英寛君)

それでは再開します。次に、議案第16号を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○課長(小松 太君)

議案第16号「霧島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定」につきまして、御説明申し上げます。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第44号)いわゆる第3次一括法が公布され、介護保険法の一部が改正されたことにより、これまで介護保険法及び厚生労働省令(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)に基づき、全国一律とされていた基準について、新たに市の実情に応じて条例で定めるものです。この条例では、介護保険の「要支援」の認定を受けている方に対して、介護予防ケアマネジメントを行う指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター及び委託を受けた居宅介護支援事業者)について、サービス提供にあたっての基本方針、人員に関する基準、運営に関する基準、効果的な支援の方法に関する基準等を定めています。本市の基本的な方針としては、サービスの質を担保するため詳細な基準を定めた国の基準に基づき、指定介護予防支援事業者が適切な運営を行っており、特段の事情や地域性は認められないことから、厚生労働省令に準ずる基準を本市の基準とするものです。ただし、記録の保存については、独自基準を設けることとしました。なお、施行期日は平成27年4月1日となっております。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（時任英寛君）

補足参考資料も添付されておりますので、簡潔にここまで御説明いただけますか。

○長寿・障害福祉課主幹（住吉謙治君）

条例の内容は非常におおいのですけれども、内容は簡単に説明します。お手元の資料の主旨は課長が説明しましたけれども、この介護支援というのは地域包括支援センターが行っております。要支援1、要支援2というように要支援の方々に対するケアプランを作っておりますけれども、その事業所ですね、それを3月31日までに条例で定めなければならないということになりました。（2）の中にありますように、この介護予防支援事業者は市町村の条例で定める基準に従わないといけないということです。従業者に係る基準、それから事業の運営に関する基準はこの条例の中で定めることになるのですが、定めるに当たっては厚生労働省の基準に従ってあるいは参酌をして、定めていくということになります。厚生労働省で定める基準というのがこの名称の基準になっています。条例の制定当たっては従うべき基準というのはこの通り規定しなければならない。そして今回は標準というのはないのですけれども、参酌すべき基準というのが地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されるということでございます。2ページになりますが、従うべき基準のアで指定に係る申請者の要件は法人でなければならないということに従わなければなりません。それから従業者の基準や運営に関する事項に関する基準も従うべき基準と、それ以外については参酌すべき基準ということになっています。それで（4）に条例制定の考え方を入っておりますけれども、基本的には従うべき基準、参酌すべき基準が国の症例に添った内容を基本としますけれども、今この参酌すべき基準となっている記録の保存について、この保存期間を2年から5年に変えようとしております。これは地域密着型の条例のときにもそうだったのですが、5年に変えているのに合わせました。なぜかというのを入っておりますが、要は介護報酬の過誤の返還請求自体が公報上の債権消滅時効というのが5年となっていることから、このサービス提供に関するこの記録の書類の保存期間を5年としたということでございます。それからもう一つ症例の改正がきていたのですが、介護予防支援事業所と指定介護予防サービスの意識の共有を図る観点からケアマネはこの介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービスの担当者から個別サービス計画の提出を求めることとするとか、今般の制度改正で介護保険法上に位置付けた地域ケア会議において個別のケアマネジメントの事例の求めがあった場合はこれに協力するよう努めること、という二つの部分を後から言ってまいりまして、これを併せて条例制定するものでございます。3ページ以降は国の基準がどういう条文でそして基準の区分は従うべき基準なのか、参酌すべき基準なのか、そして市の基準はそれをどうするのかというようなことを記載しておりますが、ほとんど国の基準通りということで見ただけであればお分かりだと思います。そして6ページにある記録の整備だけが、5年間保存ということで、あとは全て国の基準とお定めものです。

○委員長（時任英寛君）

補足説明まで終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（中村満雄君）

詳細は見切れていないんですけども、規制緩和という観点から許される部分、国がこういった制限事項を決めているわけですけども、そのようなところは記載はないですか。いわゆる霧島市はもっと緩やかにしたらもっとうまくいくんじゃないかとか。

○長寿・障害福祉課主幹(住吉謙治君)

そのことも内部で話し合いはしているんですけども、やはりこの国の基準に沿ってこれまでもやってきたものでございまして、それを緩和するとかそういう類のものはちょっとないということで、国の基準とおりとさせていただいております。

○委員(植山利博君)

3ページの一番上ですけども、指定に係る申請者の要件は法人であることとなっておりますけど、この法人であるということを詳しく説明していただけますか。

○長寿・障害福祉課主幹(住吉謙治君)

この介護予防支援事業者というのは、地域包括支援センター、それから地域包括支援センターが委託をしている居宅介護支援事業所が対象になるわけですけども、この事業をするためには個人ではだめですよ。法人でなければならないという規定でございます。これは地域密着型の事業所についても同様でございます。

○委員(植山利博君)

それはわかるんですけど、法人にもいろんな法人がありますよね。だから法人であれば全部オッケーなのかそういうことを聞いているんです。

○長寿・障害福祉課主幹(住吉謙治君)

法人であれば社会福祉法人であるとか有限会社とか株式会社、一般社団法人であれば何も問題ありません。

○委員(植山利博君)

例えばNPO法人とかいうのもありますけれども、これもちゃんと県の認可を得なきゃならないわけですが、そういうのもオッケーという理解でいいですね。

○長寿・障害福祉課主幹(住吉謙治君)

NPO法人も法人でございまして、問題ございません。

○委員(中村満雄君)

ちょっと屁理屈ですけども、今合同会社という法人形態があるんですよ。結局二、三人で設立できる会社があるんですよ。資本金1円でもできるんです。そういった会社でもいいんですか。

○長寿・障害福祉課主幹(住吉謙治君)

それは法人ですよ。法人であれば問題はございません。

○委員(宮本明彦君)

基本的に指定介護予防支援事業者は何をすべきですよ、何をしなさいよということをこの条例で規定していると考えているんですけども、この条例の中で市は何をしなければならないよというのは、

見た感じではないんですけども、それは条文としては持ってないということによろしいんですか。

○長寿・障害福祉課主幹(住吉謙治君)

この介護予防支援事業所の市の役割というのは、どうだったかちょっと私も記憶にはないんですけども、結局この指定をするのは市なので、今度はその指定に対して介護予防支援事業所が運営をちゃんとしているのかどうかという監査とか実地指導とかというのは市の役割として行っております。

○委員(宮本明彦君)

市というのが出てくるのが議案書の35ページになるんですけども、第29条、事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族に連絡を行うことと。この事故が発生した場合というのはどういう状況を考えておられますか。

○長寿・障害福祉課主幹(住吉謙治君)

この介護予防支援事業自体は介護サービスを提供する事業所ではないわけですけども、実際その自宅に出向いて行ったり、そこにいるんな生活のこととか色々聞く中で事故が発生した場合とかということの報告がなされるのではないかと考えております。

○委員(宮本明彦君)

もう1回。事故というのをどう市のほうは捉えているかと。運用上、どういうものはきちっと市に報告しなさいよ、利用者に報告しなさいよということを考えておられるか。

○長寿・介護グループサブリーダー(岡留 博君)

地域密着型のほうでも事故報告をするようになっておりまして、その基準に沿ってお話をさせていただきますと、事故というのはサービス提供中とかそういったときに事故が発生した場合に事故報告をいただくんですけども、病院を受診したというのを一つの基準として事故報告をいただくようになります。あとまた職員の不祥事であるとか、感染症が発生した場合とかそういったものにつきましても報告をいただくようになっております。

○委員(宮本明彦君)

そしたら、そういう指導は行われているよという理解でよろしいですか。

○長寿・介護グループサブリーダー(岡留 博君)

そうでございます。

○委員長(時任英寛君)

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ちょっと確認をさせてください。この条例の見直しはどうなっているのですか。法が変われば当然変わってくるんですけども、基本的に恒久的な条例という考え方で、法が変わったら一部改正と、そういう考え方でよろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようでございますので、これで議案第16号の質疑を終わります。続きまして、議案第17号議題と

いたします。執行部の説明を求めます。

○課長（小松 太君）

議案第17号「霧島市地域指定包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定」につきまして、御説明申し上げます。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号）（第3次一括法）により、介護保険法の一部が改正されたことにより、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準については、厚生労働省令で定める基準を参酌するなどして市町村の条例で定めるとされたことから、新たに条例で定めるものです。この条例では、住み慣れた地域でその人らしい自立した日常生活を営めるよう、必要な支援を行うための基本方針や高齢者人口に応じた人員配置の基準を定めています。本市の基本的な方針としては、地域包括支援センターのこれまでの取組に加え、特段の事情や地域性は認められないことから、厚生労働省令に準ずる基準を本市の基準とするものです。なお、施行期日は平成27年4月1日となっております。以上、御審議のほどよろしく願います。

○長寿・障害福祉課主幹（住吉謙治君）

お手元の資料の霧島市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の件でございますけれども、これも先ほどの介護予防支援事業所とセットになっておりまして、地域包括支援センターが行う包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）こういった基準を平成27年3月31日までに条例で定めるとされました。（2）の中で市町村の条例で定める基準はこの厚生労働省令で定める基準に従い定めると。厚生労働省令で定める基準を参酌するものと二つあるということでございますけれども、厚生労働省令で定める基準なんですが、一つは第1号被保険者の数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を1人ずつ配置しなければならないとなっておりますよね。霧島市の場合は今高齢者の数が3万人を超えていて、3月1日現在で3万1,125人なので、この基準に当てはますと、それぞれ6人いないと成り立たないということになっておりまして、今6人ずつ配置をしているところでございます。それと三職種が協働して行うのですよということと、最後の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営確保をするという、ここが参酌するところになるかと思えます。2ページの下に従うべき基準というのがありますが、地域包括支援センターは先ほど申し上げました職員に係る基準、参酌すべき基準といのは先ほどの適正かつ中立な運営の確保に関する基準となっております。霧島市の考え方としては特に国の基準を上回るような内容とか異なる内容を定めるほどの特別な事情もないということで、従うべき基準と参酌すべき基準は国の基準に準じてするというので、この基本方針と人員に関する基準については国の基準のとおりということ考えているところです。

○委員長（時任英寛君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（蔵原 勇君）

1点だけお尋ねしますが、ただいまの説明の中で霧島市の高齢者人口3万1,125人とおっしゃったんですが、これについては75歳以上として受け取ってよろしいですか。それとも今、後期、前期とかあるものだから、前期なら我々も該当するものですから。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

ここでは65歳以上ということにさせてもらっています。

○委員（宮内 博君）

既に6人ずつ配置されているということであったかと思うんですけども、今回のこの新しい条例の基準に沿った形で既に実行されているということで理解していいですか。

○長寿・障害福祉課主幹（住吉謙治君）

元々これは厚生労働省の基準に基づいていて、そのまま遵守していたのでそれが条例に変わるだけなので、これまでもその遵守をしていたということでございます。

○委員（宮本明彦君）

その現状の体制の人数、保健師、社会福祉士、それから主任介護支援専門員、それぞれ今何名おられるのか教えてください。

○長寿・障害福祉課主幹（住吉謙治君）

この地域包括支援センターは本庁があって、あとはその支所というのが10か所ございますが、本所に16人職員がおります。そして、支所には10人、それぞれ1人ずつということですね。合わせまして26人の職員がおります。そして、主任ケアマネジャーが6人、そして社会福祉士が6人、保健師等が6人、一般のケアマネが4人、これは資格持ちの人たちが22人ですね。それから所長が1人、一般事務員が3人、合わせて26人の体制で行っております。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。委員長のほうから確認です、今後、地域包括ケアシステムを構築していくわけですが、これがやはり基本となる一つの考え方として理解してよろしいでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹（住吉謙治君）

この地域包括ケアシステムを構築する上では、この地域包括支援センターの役割というのは本当重要だと思っておりますので、今後、機能強化というものも考えていかないといけないと思っております。

○委員（蔵原 勇君）

執行部が説明で特段の事情というのはどういうことを考えられるのでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹（住吉謙治君）

国の基準で支障はないという意味でございます。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第17号の質疑を終わります。しばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 4時00分」

「再 開 午後 4時05分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。続きまして、自由討議に入りたいと思います。まず、議案第7号についての自由討議に入ります。自由討議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

議案第7号の自由討議は終わりました。議案第7号についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回の介護保険条例の一部改定は第6期介護保険事業を進めるための制度改定を受けて行われるものです。この前に、国の介護保険改定がなされての影響を大きく受けている部分はあるんですけども、何よりも今回の介護保険の条例の一部改定によりまして、第1号被保険者に対する負担が非常に大きくなっている点は極めて大きな問題ではないかと思えます。介護保険料は前年度当初予算費で単年度で2億3,665万8,000円、16.7%の収入見込額を計上しているところでありまして、介護保険条例の中で示されました基準額について見てみますと、第5期介護保険事業では5万5,200円であったものが、今回6万6,000円へと1万800円、19.6%もの引上げがなされたところでありまして、制度改革によって給付費に占める第1号被保険者の負担比率が21%から22%に引き上げられたことも極めて大きな負担増に繋がるものになっておりまして、このことによって大幅な負担増が押し付けられることになりました。本年、5月現在の介護給付準備基金は3億3,777万円でありまして、第6期介護保険事業計画における基金取り崩し額は、その半額にも満たない1億5,400万円にすぎません。基金は第1号被保険者の負担軽減に充てるべき性格のものだと思います。厚生労働省は2008年の通達において、基金は保険者の負担軽減に充てるべきであるとの通達を送っているところでありまして、議論の中でもその通達そのものは現在でも生きているということが答弁の中でもなされたわけですが、これから見ますと、今回の基金の繰り入れは極めて不十分だということを指摘しなければなりません。年金の引下げや消費税率の引上げによって高齢者の暮らしは大変深刻になっている状況にあります。このような中での今回の負担増でありますので、私はこれに反対するものでございます。

○委員（植山利博君）

私は議案第7号、介護保険条例の一部改正について賛成の立場で討論をいたします。今回の条例改正は第6期介護保険事業計画に向けた制度設計に関わる条例改正になるわけでありまして、1号被保険者の負担割合を21%から22%へ1%の増をお願いするものであり、負担が第1号被保険者にとって増加するということは大きな負担を求めるものでありますけれども、現在の介護給付費の推移状

況からみればやむを得ないものだと理解をします。その中で、若い世代、現役世代の第2号被保険者の負担割を29%から28%へ削減されていることは昨今の消費者傾向、若い、支える世代が少なくなる中で、これもまたやむを得ない措置であると思っております。これまで基金も相当額あったわけですが、それをこれまで第5期介護保険計画の中でその負担額を抑えるために繰り入れをし続けてきたわけですが、その残額が平成26年度末残高で3億3,777万円という状況であり、今回の第6期介護保険計画の中で1億5,400万円程度を繰り入れ負担額の引き下げをしようとしております。結果として、第5期よりも第1号被保険者の増額が900円ということになるわけでありますが、この5,500円という負担額は県内19市の平均額よりも低いものであって、鹿児島市、鹿屋市、川内市、始良市は若干霧島市よりも低くなっておりますけれども、妥当な金額ではないかなと思っております。また今回はこれまで8段階であったものを9段階として低所得者にはその負担割を保険料の調整率を0.5%から0.45%へ。また高額所得者については1.5%から1.7%へと低所得者に対する配慮が十分になされていると思うものであります。したがって、今回の第6期介護保険事業計画が現状の様々な状況を考慮すれば適切な制度設計になっていると思います。よって、この議案第7号の霧島市介護保険条例の一部改正については評価ができるものと支持をしたいと思っております。委員諸兄の御協賛を求めて私の賛成討論といたします。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、討論を終わります。採決いたします。議案第7号霧島市介護保険条例の一部改正について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成5名、よって賛成多数、議案第7号霧島市介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決すべきことに決定しました。続きまして、議案第9号の自由討議に入ります。自由討議はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なしと認めます。それでは議案第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、討論を終わります。

○委員（宮内 博君）

私は議案第9号霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正する条例について賛成の立場から討論に参加をいたします。今回提出されている議案は、国保税に係る医療費分の所得割9.5%を8.9%に。均等割2万3,200円を1万9,500円に。平等割2万800円は2万500円に引き下げ、更には12歳から18歳の子供に対しては均等割の2分の1軽減を平成27年度も継続して実施することを求めて議案第10号とともに提出をされたものであります。この制度は、平成22年度に3年間に

実施されてきたところでありますけれども、長引く不況など経済状況が厳しい中で3年間の期限を過ぎても事業が継続され、実施されてきた経過があります。国保は全ての医療保険制度の最後のセーフティーネットでありますけれども、無職者や退職者等所得の少ない方、高齢者の方が多く加入しているという特徴があります。霧島市が提出した資料におきましても所得100万円未満の方が加入者の59%を占めており、60歳以上の加入者も56%であります。所得の少ない人が多く高齢者が多い国保は元々財政基盤が弱い中で運営を余儀なくされている医療保険制度であります。この財政を支えるためには国の思い切った支援が不可欠であり、また自治体としても支援をすることが求められるものであります。今回、制度改定によって約4億円の財政的な支援が見込まれることも報告されました。また県内19市におきましても平成25年度におきまして46億8,620万円をその他繰入金として保険財政を支えている状況にあります。消費税率の引上げや年金削減が市民の大きな負担となっている中で、今回提案をされております保険税の軽減を継続して実施することは市民の期待に応えるものでありますので、賛成であります。以上、申し上げて討論といたします。

○委員長（時任英寛君）

ここで暫く休憩します。

「休憩 午後 4時20分」

「再開 午後 4時24分」

休憩前に引き続き会議を開きます。討論を終わります。採決いたします。議案第9号霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきことに御異議ございませんか。御異議なしと認めます。よって議案第9号につきましては全会一致で可決すべきことに決定しました。続きまして、議案第10号について自由討議に入ります。ここで暫く休憩いたします。

「休憩 午後 4時45分」

「再開 午後 4時50分」

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第10号の自由討議はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。それでは議案第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（植山利博君）

私は議案第10号霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正について賛成の立場で討論をいたします。昨年、市民団体から提出されました特例減免特別減免の27年度における継続的な運用を求める陳情が当議会に提出をされました。そして、当委員会に付託になりまして当委員会が審査をしたわけでありますが、あの時点では私は反対討論をいたしました。その後、国の国保に関わる取組が大きな転換を示しまして、国の国保の運営の安定化のために平成27年度は1,700億円の手当てをするとのことであります。更には平成29年度以降はそれに更に1,700億円の積み増しをし、3,400億

の財源手当てをするということでもあります。そして更には平成27年度からレセプトがこれまで30万円以上であったものを全てのものに、いわゆる1円以上のものにレセプト点検をするというような取組がありまして、その影響額が平成27年度は約4億円。28年度も約4億円。29年度は5億円を超える国からの支援が予定されております。若干、不確定な要素もあるとのことではありますが、国の本腰を入れて国保の安定的な運営のために支援をしようとしているところでございます。平成25年度の赤字額は約1億7,000万円であり、繰り上げ充用を約8,260万円程度したあの段階では特別減免・特例減免を続けることは霧島市の財政的なことを考えると不適切だという判断をしておりましたけれども、国のこの取組が新たに打ち出され赤字額も累計で平成26年度は6億6,000万円、平成27年度が6億1,000万円程度と見込みをしております。ということは、平成27年度は累計赤字が約5,000万円程度を緩和されるところというような状況があります。そして更には平成30年度からは保健者が自治体ではなくて県が全てを取りまとめるような方向で国が制度設計をしようとしておりますので、若干見通しとしては微妙なところもありますけれども、国の方針が確定し、国保を運営の在り方が定まるまで取りあえずこの1年間、この減免措置を継続することが妥当ではないかと思うものであります。よって、この議案第10号特例措置に関する条例の一部改正は評価をし、支持したいと思っております。委員諸兄の御協賛をお願いをいたしまして、私の賛成討論といたします。

○委員長（時任英寛君）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようでございます。簡易評決を行いたいと思っております。採決いたします。議案第10号霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきことに御異議ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第10号霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正については全会一致可とすべきことに決定しました。続きまして、議案第11号の自由討議に入ります。自由討議はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

自由討議を終わります。討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決いたします。議案第11号霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について原案のとおり可決すべきことに御異議ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第11号につきましては全会一致で可決すべきことに決定しました。続きまして、議案第12号について自由討議に入ります。自由討議はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なしと認めます。自由討議を終わります。議案第12号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

採決いたします。議案第12号霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可とすべきことに御異議ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第12号は全会一致原案のとおり可決すべきことに決しました。続きまして、議案第13号霧島市保育の実施に関する条例の廃止についての自由討議に入ります。自由討議はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

自由討議なしと認めます。自由討議を終わります。討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は議案第13号霧島市保育の実施に関する条例の廃止について反対の立場から討論に参加をいたします。今回、廃止されます霧島市保育の実施に関する条例は、児童福祉法第24条第1項の規定に基づいて、これまで条例化されたものでございます。本条例は、保育の実施の基準を定めておりまして、保育の実施は児童の保護者のいずれかが次の各項のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ同居の親族その他のものが当該児童を保育することはできないと認められる場合に行うものとする。一つに、昼間に居宅外で労働することを状態としていること。二つに、昼間に家宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の動労をすることを状態としていること。三つに妊娠中であるか、または出産後間がないこと。四つに疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神または身体に障害を有していること。五つに長期にわたり疾病の状態にある、または精神もしくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。六つに、震災、風水害、火災、その他災害の復旧に当たっていること。ならず、市長が認める全各号に類する状態にあることを保育の実施基準として明記してあります。今回の条例の廃止は、子ども・子育て法案の本年4月からの実施に伴い、児童福祉法第24条が改定されたことが大きな原因ではありますけれども、これは大きな法律の後退ではないかということ指摘したいと思います。保育の義務が課せられております自治体の役割に今後、後退を招く可能性のあるものであることを指摘したいと思います。専門家の件に関する分析でも第24条の第1項について、これは限定のある機関でのことを指しているもので、いわゆる自治体の責について恒久的な措置でないということ指摘している部分もございまして、このようなことから、法律改定によるものであるにいたしましても自治体の保育に対する責任が大きく後退する可能性があるということ指摘して、本案に対する討論としたいと思います。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありますか。

○委員（植山利博君）

私は、議案第13号霧島市保育の実施に関する条例の廃止について賛成の立場で討論をいたします。本条例の廃止は、霧島市が国からのある一定の権限移譲を受ける中、国もまた子育て支援員が国の政策の最も重要な政策の一つだという位置付けで子ども子育て支援法、就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律を定め、今後子育て支援に本格的に力を入れようとしています。また、女性の多様な勤務形態が0歳児からの保育、また子ども認定園での保育、教育等を更にきめ細かな対応をしようとしているところであります。この条例の廃止の前に、霧島市では法が定めるところの条例を設置しておりますので、自治体が保育に関わる責任の明確化なり、その対応については何ら後退するものではないと。今後は、子育て支援は更に充実・強化される政策の一つでありますので、その時期に応じて更に充実した取組がされていくものだろうと、またそう確信をするものであります。よって、この条例の廃止については支持をするものであります。委員諸兄の協賛をお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決いたします。議案第13号霧島市保育の実施に関する条例の廃止について原案のとおり可決すべきことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成者6名、よって賛成多数、議案の13号は原案のとおり可決すべきことに決定しました。続きまして、議案第15号の自由討議に入ります。討議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終わります。続きまして、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第15号霧島市子どものための教育保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について原案のとおり可決すべきことに御異議ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第15号は全会一致原案のとおり可決すべきことに決定しました。続きまして、議案第16号の自由討議に入ります。自由討議はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

自由討議を終わります。討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決いたします。議案第16号霧島市指定介護予防支援等の事業の人員並びに及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準等を定める条例の制定について原案の案のとおり可決すべきことに御異議ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第16号は全会一致で原案のとおり可決すべきことに決定しました。続きまして、議案第17号の自由討議に入ります。自由討議はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

自由討議なしと認めます。自由討議を終わります。討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決いたします。議案第17号霧島市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について原案のとおり可決すべきことに御異議ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第17号は全会一致原案のとおり可決すべきことに決定しました。続きまして、議案第21号の自由討議に入ります。自由討議はありませんか。

○委員（植山利博君）

議案第21号ですけれども、老人給食の将来的な在り方については審査の中でも言いましたけれども、610円の価格設定。それと、所得階層によって4段階の料金設定があるわけですけれども、福祉政策と給食の配食という観点とやはり整理をして今後はきちっと老人給食の配食の在り方についてしっかりとした議論を踏まえながら将来の展望をぜひ作っていただきたいと。施設も見せていただきましたけれども、若干、老朽化とまではいいませんが、ウエット方式でされています。それと、給食のキャパというか、250食から260食が最大限だというようなことで、今の施設で今後需要に対しての対応がいかがなものかというような点も含めて、この老人給食、それから配送も相当遠距離にわたって日曜日などは隼人から相当時間を掛けて配食をされております。その辺の妥当性もいかがなのかなと。あったかいものはあったかいうちに、冷たいものは冷たいうちに届けるというような観点からも今後、老人給食の在り方をきちっと整理して、議論をしていただきたいということを求めておきたいと思えます。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませぬか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決いたします。議案第21号指定管理者の指定について（霧島市隼人老人給食センターほか1施設）について原案のとおり可決すべきことに御異議ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第21号は全会一致原案のとおり可決すべきことに決定しました。以上で当委員会に付託をされました議案の審査を終了しますが、委員長報告についてお諮りをし

たいと思います。委員長報告に付け加える点がありましたら、申し述べていただきたいと思います。

○委員（植山利博君）

国保税の税の在り方について、国も制度設計を考えているところで、今後どうなっていくかというのは不透明な部分であります。県が一括して保険者になるんだということですが、これも何となく先送りという状況もあります。ですから、国の制度設計がどうなるかも含めてですが、医療費の削減のための保健事業であるとか、様々な取組の中で保険税をできるだけ安く抑えながら、この継続的な運営をするための方策を十分検討し、対策を講じてほしいと、あるべき姿を模索してほしいということを求めていると思います。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

しばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 4時51分」

「再 開 午後 4時52分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（宮本明彦君）

審議の過程において繰り上げ充用を行っている現実があります。26年度の決算を終えたあとは6億円近い繰り上げ充用を行わなければならないのではないかとこの予測も示されておりました。また、一方法定外繰入をやらざるを得ないというような表現もありました。この辺は27年度、28年度、29年度においてもそうでしょうけれども、きちっと国保会計の推移を見ながら市としてはきちっとした対応が取れるよう継続して調査を行う。また会計を見ていくということが続けていただきたいと思いますという旨を申し上げます。

○委員（中村満雄君）

今の言葉の中で国の国保政策は流動的であることを今の繰り上げ充当とかそういったことに絡めて何のためにそれが発生しているかということは国の国保政策が流動的、いわゆる定まらないとかそういったことが一つの要因であるということを、ぜひ入れてください。

○委員長（時任英寛君）

それでは今中村委員からありました国の方針は定まってはいるのですが、財政的な部分について、まだ流動的な部分もあるということをしかりと見極めて制度設計もしていかなざるを得ないということによろしいでしょうか。

○委員（植山利博君）

流動的というのが適切かどうか分かりませんが、採取的には医療保険の一元化を目指さないといけ

ないと思うのですよ。それぞれが制度が違うので、その矛盾というのもあると思いますので、なかなか難しいことではあるけれども、最終的には医療保険の一元化ということ、これはあくまでも国に求めなければならぬことです、霧島市でどうこうできるものではありませんけれども、それも議論の場を通じて市長が国に対して求めていくべきだろうと思います。

○委員（宮内 博君）

昨年の4月から消費税率が8%に引き上げられたわけです。これまで消費税増税のたびに強調されてきたことが消費税の得られる財源は全て社会保障のために使うということが言われてきたわけです。ところが増税が強行されて初めての新年度を迎えるこの年に相次いで打ち出されているのは今日議論したように介護保険の負担増でありますように、本当に負担だけが目立っているのが現状だと思います。国保何よりも収入の少ない人が多く加入していると。負担力がないと、一方医療を受ける機会の多い人が多いと、高齢者が多いという構造的な問題点を持っています。何よりもそこを基本的に解決するためには、国が思い切った財政的な措置を取るということをやらなければ、この問題は末端の自治体では避けられない話だというふうに思いますので、やはりそのところをしっかりと国の方にも首長へ求めていってほしいということです。

○委員長（時任英寛君）

これは議案第9号、10号に付け加える御意見ということでよろしいですね。

〔「はい」と言う声あり〕

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、本日と当委員会に付託になりました議案10件の審査の全てを終了いたしたいと思っております。御苦労さまでした。次に、行政視察については3月11日の本会議がありますよね。それまでにまた御検討いただければと思います。あと、閉会中の所管事務調査につきましては、水質の問題がございましたけれども、行政視察が5月の第2週に入って参りますので、そのあと6月定例会に入っていくのですけれども、一応通常の所管事務調査の調査項目を出して、それよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

生活環境部と保健福祉部の所管に関わる調査ということで、閉会中は提出をさせていただきます。その中で皆さんから御要望があれば、日程を決めて実施をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。ほかに皆さんのほうからございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上をもちまして環境福祉委員常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 5時00分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委 員 長 時 任 英 寛